

中国道路交通管理幹部
訓練センタープロジェクト
実施協議調査団報告書

昭和63年12月

国際協力事業団
社会開発協力部

海セ

JR

88-168

18866

JICA LIBRARY



1072959[8]

国際協力事業団

18866

序 文

中華人民共和国は、江蘇省無錫市に設置した『中国道路交通管理幹部訓練センター』において、交通管理幹部の訓練を実施し、同国の交通管理技術の向上を図るため、我が国に対し技術協力を要請してきた。

この要請を受け、国際協力事業団では、昭和62年2月に予備調査団、同年11月に事前調査団、さらに昭和63年7月には長期調査員チームを派遣し、要請の具体的内容を把握するとともに、協力の枠組みについて中国側と協議を行ってきた。

今般、これまでの調査結果を踏まえ、昭和63年11月4日から11月13日まで実施協議調査団（团长 玉光 弘明）を派遣し、中国側と本プロジェクト協力開始のための最終協議を行った。

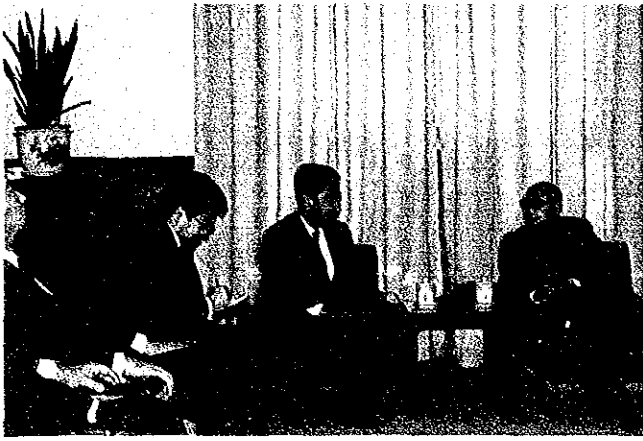
本報告書は、同調査団の現地における調査内容及び協議結果をまとめたものである。

終りに、本件調査にご協力をいただいた外務省、警察庁、運輸省及び在中国日本大使館、その他関係機関の方々に対し、深甚なる謝意を表するとともに、今後のご協力をお願いする次第である。

昭和63年12月

国際協力事業団

理事 玉光 弘明



▲公安部 副部長 表敬



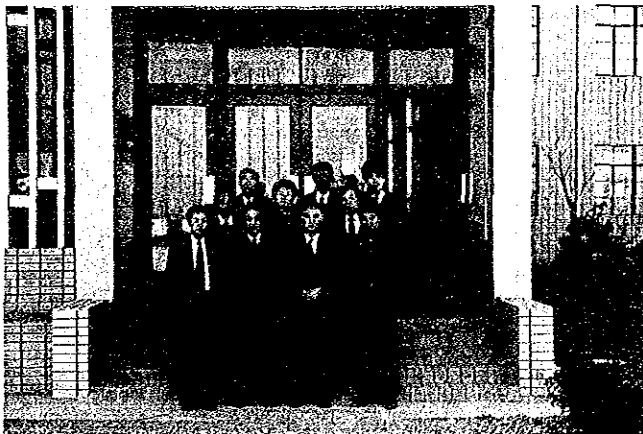
▲国家科学技術委員会 表敬



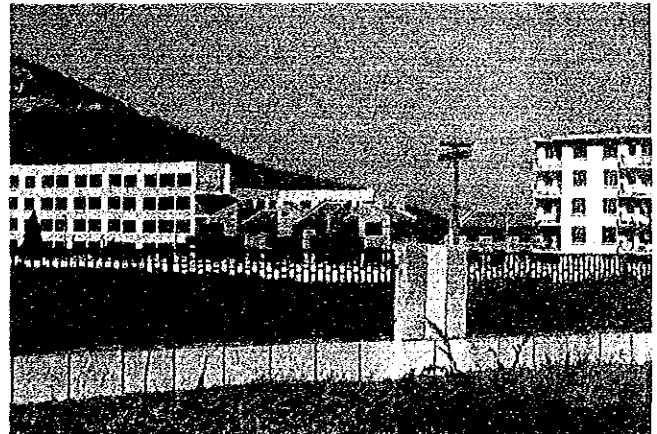
▲R/D 協議風景



▲R/D 署名交換

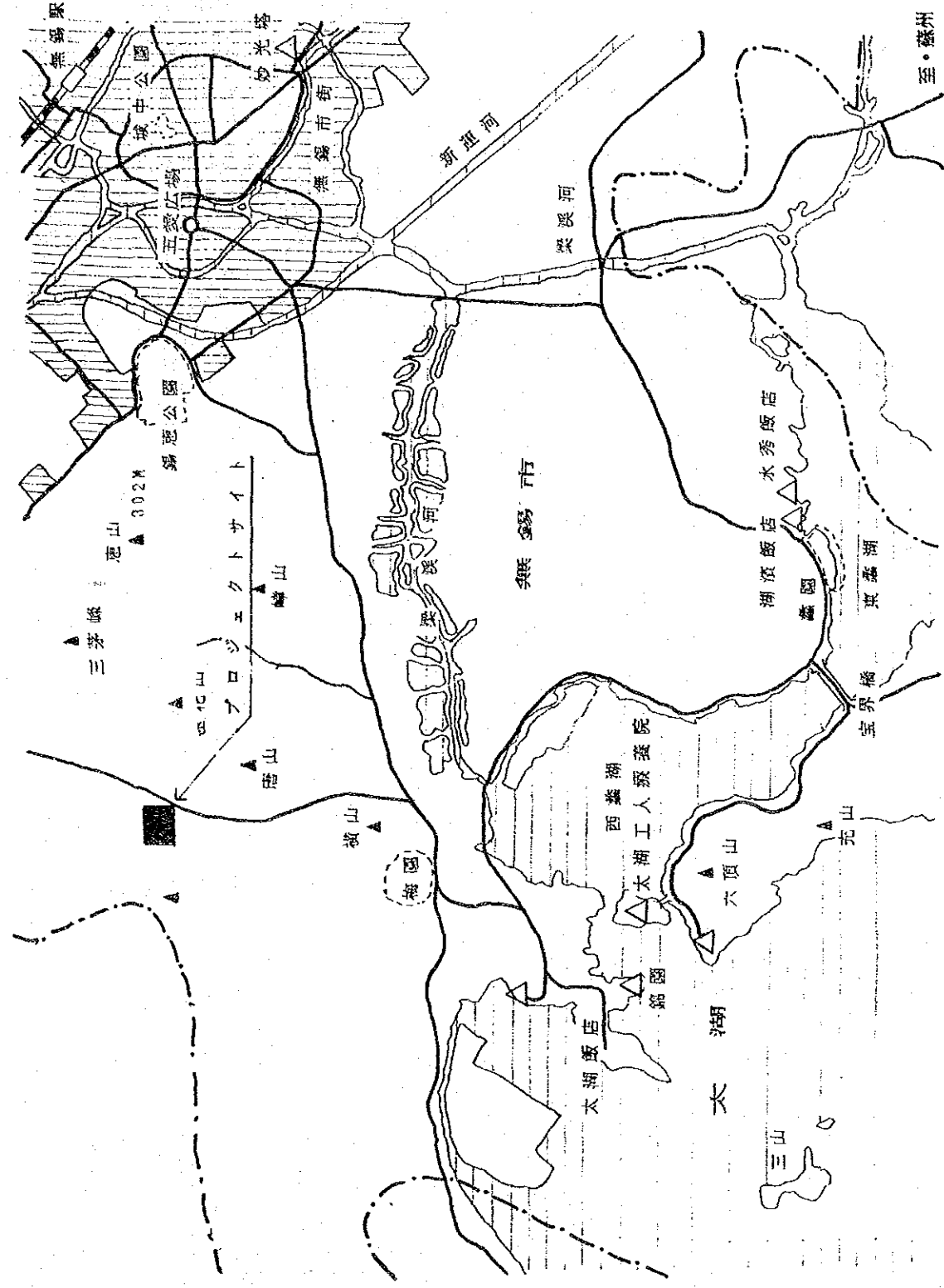
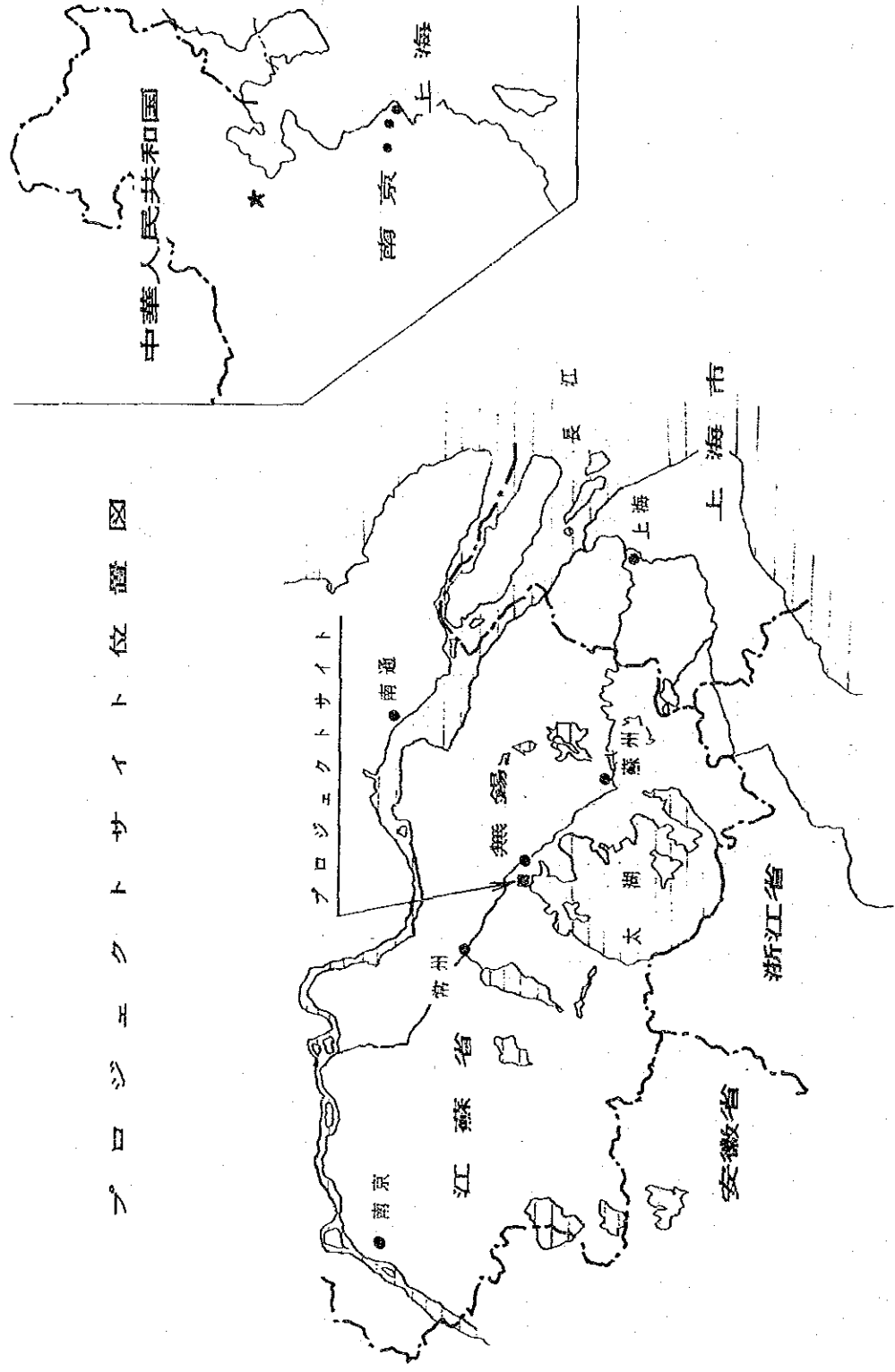


▲プロジェクトサイト(無錫市、道路交通管理幹部訓練センター)



▲センター建物全景

プロジェクトサイト位置図



目 次

序 文	
写 真	
地 図	
1. 調査団の派遣について	1
1-1 派遣の経緯と目的	1
1-2 構 成	1
1-3 調 査 日 程	1
1-4 中国側関係者リスト	3
2. 協 議 結 果	4
2-1 対処方針と協議結果	4
2-2 中国側の対応状況（補足調査）	22
3. 討議議事録（R/D）及び覚書（ミニッツ）	23
3-1 署名関係	23
3-2 主要事項に関する協議の経緯と結果	23
3-3 英 文	27
3-4 日 本 文	44
3-5 中 国 文	58
4. 日本側の今後の対応	71
5. 参 考 資 料	72

1. 調査団の派遣について

1-1 派遣の経緯と目的

本プロジェクトは、中華人民共和国（以下「中国」という）公安部が中国の道路交通管理の近代化を進めるため、江蘇省無錫市に設置した「中国道路交通管理幹部訓練センター」（以下「訓練センター」という）において、交通管理に係る幹部の訓練を行い、同国における交通管理の技術向上を図るため、我が国に技術協力を求めてきたものである。

これに対し、我が国では、国際協力事業団（以下「JICA」という）ベースのプロジェクト方式による技術協力を検討し、中国側の要請背景、要請内容の確認、調査を目的とした予備調査団が昭和62年2月22日から同年3月3日までの10日間、中国に派遣された。

この後、予備調査団の調査結果に基づき、日本側の協力可能範囲の大枠が検討され、プロジェクト方式による技術協力を開始するために必要な事項の協議及び関連事項の調査を目的とした事前調査団が昭和62年11月19日から同年12月5日までの17日間、同国に派遣された。

さらに、技術協力の大枠を定める討議議事録（R/D；Record of Discussion）締結のため下準備として日中双方の考え方に大きな隔たりのある供与機材の内容について調整を行い、併せて、R/Dの日本側素案について中国側の意見を聴取するため、長期調査員チームが昭和63年7月26日から同年8月7日までの13日間、同国に派遣された。

今次実施協議調査団は、これら3度にわたる調査結果を踏まえ、本プロジェクトの協力実施につき中国側と最終協議を行い、討議議事録（R/D）に署名することを目的として派遣されたものである。

1-2 構成

団 長	玉 光 弘 明	JICA 理事
団 員	伊 藤 晃太郎	警察庁交通局交通規制課 課長補佐
同	太 田 栄	運輸省地域交通局陸上技術安全部保安車両課 係長
同	下 田 進 一	警察庁交通局交通企画課 主任
同	山 本 一 太	JICA 社会開発協力部海外センター課
同	高 橋 公一郎	同 上 特別囑託

1-3 調査日程

本調査団は、昭和63年11月4日（金）から同年11月13日（日）までの10日間派遣された。詳細日程は次頁のとおり。

月 日	時 間	内 容
11月 4日(金)	10:00 ~ 13:40 16:30 ~ 17:10	成田発 (JL 781便) 北京着 在中国日本大使館表敬 (岡田、大久保、伊藤、有野、各一等書記官出席)
11月 5日(土)	9:30 ~ 11:00 14:00 ~ 16:30	JICA 中国事務所にて打合せ (田口所長、鈴木氏出席) R/D 協議 (於: 公安部)
11月 6日(日)		休日
11月 7日(月)	8:30 ~ 17:00	R/D 協議 (於: 公安部)
11月 8日(火)	8:30 ~ 17:00	R/D 協議 (於: 公安部)
11月 9日(水)	9:00 ~ 11:00 13:40 16:00 ~ 16:30	北京市内交通事情視察 玉光団長、北京着 (JL 781便) 国家科学技術委員会表敬
11月10日(木)	9:00 9:30 ~ 10:15 14:00 ~ 15:00 16:00 ~ 17:00	R/D 署名 (於: 公安部) 公安部副部長 (俞雷) 表敬 在中国日本大使館報告 (岡田、大久保、伊藤、有野、各一等書記官出席) JICA 中国事務所報告 (田口所長、木村氏出席)
11月11日(金)	15:15 ~ 19:30 16:25 ~ 18:20	玉光団長帰国 (JL 782便) その他の団員、プロジェクトサイトに移動 (北京⇄上海 16:25 ~ 18:20 CA 5144便) (上海⇄無錫 19:00 ~ 22:30 マイクロバス)
11月12日(土)	9:00 ~ 11:30 14:00 ~ 16:30	プロジェクトサイト視察 無錫市内交通事情視察
11月13日(日)	7:00 ~ 12:00 14:20 ~ 19:30	無錫⇄上海 (マイクロバス) 上海発、大阪経由、成田着 (JL 792便)

1-4 中国側関係者リスト

ア 中国側実施協議調査団

団 長	張 正 常	公安部交通管理局長
団 員	方 善 慶	公安部交通管理局副総工程師・中国道路交通管理幹部訓練センター主任
同	張 惠 春	国家科学技術委員会国際合作局副処長
同	時 惠 民	公安部外事局処長
同	郭 恩 德	公安部交通管理局科技処副処長
同	程 永 彬	公安部交通管理局訓練処副処長
同	高 午	遼寧省公安厅高級工程師
同	周 曉 林	公安部外事局官員

イ 国家科学技術委員会（表敬）

	劉 永 翔	国家科学技術委員会国際合作局副局長
（同席）	張 惠 春	国家科学技術委員会国際合作局副処長

ウ 公安部（表敬）

	俞 雷	公安部副部長
（同席）	朱 恩 涛	公安部外事局長
	張 正 常	公安部交通管理局長
	方 善 慶	公安部交通管理局副総工程師・中国道路交通管理幹部訓練センター主任

エ 中国道路交通管理幹部訓練センター（無錫）

	方 善 慶	公安部交通管理局副総工程師・中国道路交通管理幹部訓練センター主任
	殷 鳳 鳴	公安部都市交通管理科学研究所長
	吳 旭 寰	公安部都市交通管理科学研究所副総工程師
	周 曉 林	公安部外事局官員（通訳）
	周 光 岳	無錫市公安局副局長・交通支隊長
	沈 成 林	無錫市公安局副交通支隊長

2. 協議結果

2-1 対処方針と協議結果

本件調査団は、討議議事録（R/D）、覚書（ミニッツ）及び暫定実施計画（TSI）に関する中国側との協議を11月5日、7日に実施し、若干の文言の修正作業（清書ほか）を11月8日双方で行い、11月9日に最終照合、校正、印刷を行い、11月10日9時、公安部ホールにおいて署名式を行った。

対処方針と協議結果の対照表は以下のとおり。

対処方針、協議結果対照表

(1/14)

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
1	協力機関正式名称	(日) 中国道路交通管理幹部訓練センター。 (E) THE CADRE TRAINING FOR THE TRAFFIC MANAGEMENT IN THE REPUBLIC OF CHINA (現) 中国道路交通管理幹部培训中心。	中国側に確認する。	(日) 同左。 (E) the Road Traffic Management Cadre Training Center in China (中) 同左。
2	協力機関発足時期	支障がなければ1988年6月までに正式発足。設置については公安部内の承認のみで可。1988年9月訓練開始。	中国側に確認する。	すでに発足。
3	プロジェクト名称	(日) 中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクト (E) PROJECT OF CADRE TRAINING CENTER FOR TRAFFIC MANAGEMENT IN THE REPUBLIC OF CHINA (現) 中国道路交通管理幹部培训中心項目。	中国側に確認する。	(日) 同左。 (E) the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in China (中) 同左。 略称：中国道路交通管理。TMTC
4	R/D使用言語	日、中、英の3言語。	日、中、英の3言語とする。これらは、等しく正文とし、解釈に相違がある場合には、英語の本文によることとする。	同左。
5	署名予定者	日本側：実施協議調査団長。 相手側：対等原則に基づき、しかるべき責任者(副局長以上のレベル)とする。	同左。	日本側：玉光弘明 (JICA理事) 中国側：張 正 常 (中国公安部交通管理局長)
6	R/D発効日	R/D署名日。	同左。昭和63年(1988年)10月～11月。	昭和63年11月10日。

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
7	協議期間	R/D署名日から5年間とする。 ただし、中国科学技術委員会協力は協力期間はできる限り短くしたい方針である。公安部からは、科学技術委員会と協議した結果、4年間という意向が出されている。	専門家の派遣時期、供与機材等を念めて中国側と検討し確認することが必要である。他プロジェクトの実情に鑑みると、機材の供与に相当の時間を費やしており、5年間が妥当と思われる。	R/D署名日から5年間。
8	プロジェクトの目的	本プロジェクトは、中国公安部交通管理局が中国の交通管理の近代化を図るため江蘇省無錫に設置する中国道路交通管理幹部訓練センターにおいて日本の交通管理技術と同センターの教育訓練を担当する教官である中国人カウンセラーに技術移転し、もって中国における交通管理技術の発展に資することを目的とする。	同左。	本プロジェクトは、中国公安部交通管理局が中国の交通管理の近代化を図るため江蘇省無錫市に設置した中国道路交通管理幹部訓練センターにおいて日本の交通管理技術と同センターの教育訓練を担当する教官である中国人カウンセラーに技術移転し、もって中国における交通管理技術の発展に資することを目的とする。
9	相手側実施内容 (訓練コース等)	一、交通管理指導幹部訓練コース 1. 受講者：各省・市・自治区の公安局と人口50万人以上の都市、開放都市(人口50万人以下も含む)の交通管理処の隊長以上の指導幹部 2. 人数：50人/回 3. 期間：6カ月間 4. 総授業時間：600時間 5. 訓練内容：大学の専門教科程度 6. 資格：上記1.による 二、専門技術者訓練コース 1. 受講者：各省、市、県の交通管理処等において交通管理業務に従事する高級技術幹部 2. 人数：未定 3. 期間：未定 4. 総授業時間：未定 5. 訓練内容：交通事故処理、車両管理などの専門分野別	中国側に未定部分を含めて確認する。	同左。

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>6. 資格：公安部の行う選抜試験合格者 三、学校教師養成コース 1. 受講者：公安大学、各省・市の警察学校において交通管理を担当する教師 2. 人数：40人/回 3. 期間：6カ月間 4. 総授業時間：480時間 5. 訓練内容：大学の専門教科程度 6. 資格：公安部の行う選抜試験合格者 *注：1日4時間、週20時間（月～金）半年約480時間、1時間50分講義10分休み</p>		
10	開講時期	<p>一、交通管理指導幹部訓練コース：1989年下半年 二、専門技術者訓練コース：可能であれば1989年下半年、無理であれば1990年 三、学校教官養成コース：未定</p>	中国側に確認する。	同左。
11	生徒募集方法等	公安部で条件を設定し、全国の交通管理処、隊、学校から推薦された者について公安部が試験を行い、合格した者をセンターに入れて訓練させる。	同左。	同左。
12	組織・組織図	<p>一、公安部交通管理局</p> <pre> 公安部——交通管理局—— — 弁公室 — 隊伍訓練裝備処 — 秩序管理処 — 車両管理処 — 科学技術処 — 宣伝教育処 — 公安部都市交通管理科学研究所 — 中国道路交通管理幹部訓練センター </pre>	同左。 変更がないか再確認する。	同左。

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>現在までの調査確認事項及び問題点</p> <p>二、中国道路交通管理幹部訓練センター</p> <ul style="list-style-type: none"> ┌ 弁公室 ├ 教務科 ├ 行政財務科 ├ 交通管理教研室 ├ 交通工学・交通計画教研室 ├ 車両・運転者管理教研室 ├ 図書・資料室 └ その他 <p>主任——副主任</p>		
13	建物・施設の整備	<p>一、面積：64,800 m² 研究棟、車検棟、実習コース予定地は整地中。敷地には塀が完成している。また、別途隣接地に7万m²を確保</p> <p>二、計画建築面積：34,800 m² 訓練棟、研究棟、車検棟、職員宿舎、学生宿舎、専門家宿舎等</p> <p>三、建物</p> <p>(一) 宿舎等</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 学生用宿舎：1棟（5階建）、使用中 2. 職員用宿舎：1棟（5階建）、使用中 3. 食堂：1棟（一部2階建）、使用中 4. 専門家用宿舎 <ol style="list-style-type: none"> (1) 世帯用：1棟1世帯用（2階建） 1棟2世帯用（2階建） (2) 単身用：1棟6室（2階建、食堂付） <p>専門家宿舎は完成し、下駄箱、机、食卓、椅子、スタンド、鏡台、ソファ、洋服ダンス、ベッド、電話、冷暖房設備等がすでに準備されている。なお、上下水道、温水パイプ、電気系統の工事が一部完了であり、台所セット、プロパンガスは今後設置する予定である。</p> <p>また、中国側はテレビ、洗濯機、冷蔵庫についても提供の用意がある旨を表明した。ただし、国</p>		<p>同左。</p> <p>ポイラー棟は未完成。ただし、専門家宿舎の暖房、給湯用として臨時の小型ポイラーを宿舎わきに設置して配管工事も終了している。</p> <p>専門家宿舎の通電工事は完了した。</p> <p>専門家宿舎の壁紙に相当箇所シミ汚れの部分あり。</p>

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>産製品は品質が劣るので、できれば日本から持参するのが望ましいとの補足要望があった。</p> <p>(二) 訓練棟 1987年12月1日竣工検査終了 4階建(一部3階建) 総床面積: 3,016 m² 訓練棟には、主任室、弁公室、教務科、行政財務科、交通管理教研室(事故分析、信号分野等を含む)、交通工学・交通計画教研室、車両・運転者管理教研室、図書室、資料展示室、階段教室(150人用)、リダー室、専門家執務室が設けられ、部屋割も主要な部分は決定している。</p> <p>(三) 車検棟 敷地内に建築する予定区画を確認。着工時期は未定。</p> <p>(四) 研究棟 訓練センターと同じ敷地内に「公安部都市交通管理科学研究所」の建設が予定されているが、着工時期は未定。現在訓練棟の一部を同所の関係者が借用している。</p> <p>(五) その他 本センターに今まで投じた費用は約500万円で、今後約1,000万円の投資を予定している。</p>		
14	<p>カウンタパーパー、機器保守管理者、必要事務職員等の配置</p>	<p>中国側は、大学、学院、公安部内から一定条件に合致する人をカウンタパーパーとして選考し、所定の試験を行ったうえ、1987年中に決定したい意向である。</p> <p>一、プロジェクト責任者: R/D 署名者 二、プロジェクト運営責任者: 訓練センター主任 三、分野別カウンタパーパー 1. 交通管理分野(6名) 交通管理(2) 交通安全(2) 交通信号(2) 2. 交通工学・交通計画(6名) 交通工学(2) 交通計画(2) 高速道路交通管理(2) 3. 車両・運転者管理(4名) 車両管理(2) 運転者管理(2) 以上8項目の計16名のカウンタパーパー(教官)</p>	<p>中国側に確認する。また、配置時期についても確認する。</p>	<p>同左。 4名のカウンタパーパーが選抜され、すでにセンターに配属されている。各人の履歴書を受領する。</p>

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>の他に、いわゆる専門家のカウンターパーパートとならない交通基礎（公安、交通対策、法令等）の教員2名を国内他大学等の教員を兼任として採用予定。なお、日本人専門家に対するカウンターパーパートは、交通管理2名のうち1名が法令を担当予定。</p> <p>四、技術及び事務職員 施設の整備状況により対応する。なお、通訳については短期専門家にも対応する。</p> <p>訓練センターの要員の配置計画は次のとおりである。 (組織図参照)。</p> <ul style="list-style-type: none"> (一) 主任 1名 (二) 副主任 1名 (三) 弁公室 3名 (四) 主任(1)、幹事(1)、通訳(1) (五) 教務科 3名 (六) 科長(1)、幹部(2) (七) 行政財務科 8名 (八) 科長(1)、設備保管(2)、管理(1)、財務(2)、公務員(2) (九) 交通管理教研室 8名 (十) 交通管理(2)、交通安全(2)、交通信号(2)、その他(2) (十一) 交通工学・交通計画教研室 7名 (十二) 交通工学(2)、交通計画(2)、高速道路交通管理(2)、幹部(1) (十三) 車両・運転者管理教研室 5名 (十四) 車両管理(2)、運転者管理(2)、幹部(1) (十五) 図書・資料室 2名 (十六) 主任(1)、管理員(1) <p>訓練センターは40名で編成することとし、1988年6月までに16名のカウンターパーパートを決定する。もし決定できない場合は、優先<注>として交通管理、交通安全担当各1名のカウンターパーパートを配置するとともに、訓練センター主任あるいは副主任1名を配置する。</p>		

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>現在までの調査確認事項及び問題点</p> <p>＜注＞カウンタパートの配属についての優先順位</p> <p>1. 交通管理 2. 交通安全 3. 車両管理 4. 運転者管理 5. 交通工学 6. 交通計画 7. 交通信号 8. 高速道路交通管理</p> <p>また、弁公室には通訳、幹部各1名、教務科と図書資料室に各1名の幹部、行政財務科に科長、財務、管理、設備機器保管の人員各1名を配置する。すなわち、1988年上半期までに多くて25名(カウンタパート16名とセンター幹部・職員9名)、少なくとも18名(カウンタパート8名とセンター幹部・職員10名)を配置する。</p>		
	予算措置	<p>中国の予算年度は1月～12月。</p> <p>建物施設の整備、人員の配属、教育訓練等の経費のほか、供与機材以外の資機材の調達、専門家の市内交通費、供与機材の中国国内輸送費等の経費はすべて中国側で負担する。</p> <p>機材の据付、信号機の設置等についても中国側で負担する。</p> <p>職員の訓練に関する所管は教育局であることから、訓練センターの運営(機材の維持費を含む)に要する経費はすべて教育局の予算に計上される。</p> <p>中国側の当初計画では、訓練センターの建設費として1千5百万円が計上されている。また、中国側から機材費として7百万円は日本の援助を希望する旨の意向が示された。</p>	同左。	同左。
16	相手側機関及びプロジェクトの運営管理体制	<p>一、実施機関：中国公安部(交通管理局)</p> <p>二、プロジェクト責任者：R/D署名者</p> <p>三、プロジェクト運営責任者：訓練センター主任</p>	同左。中国側に確認を要する。	同左。
17	開講までの指導員等の養成・育成計画	<p>中国側は1989年下半期の開講までに、次によりカウンタパートの養成・育成をしたい旨の意向を示した。</p> <p>一、日本側専門家による指導</p> <p>1. 8分野すべて実施されたい。</p>	同左。中国側に確認を要する。	同左。 技術移転は10分野で行う。

No.	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
	協議・確認事項	<p>現在までの調査確認事項及び問題点</p> <p>2. 警察学校教師コース（カウンタパーパートを含む）全員に対して講義を行われたい。</p> <p>二、日本における研修：№18の項参照</p> <p>三、国内留学等</p> <p>カウンタパーパートを国内の大学等に短期入学させるほか、文献等による自学、自習を行う。</p> <p>上記意向に対し、日本側は下記のとおり説明を行った。</p> <p>1. 日本側は協力期間中に、協力分野の技術移転に必要な専門家を派遣するのであって、カウンタパーパート養成期間中に全分野にわたって派遣することとはできない。</p> <p>2. 短期専門家については最大1カ月程度の単位で年間5名程度の派遣を考えている。</p> <p>3. 専門家は日本における交通管理の実情について経緯を踏まえて技術移転することになっている。</p> <p>4. 制度、仕組みの異なる中でカウンタパーパート以外に講義をしても成果が期待できない。</p> <p>5. カウンタパーパートは日本の経験や技術を理解したうえで、中国の実情を踏まえて学生に講義すべきである。</p> <p>6. したがって、専門家は原則としてカウンタパーパートを対象に技術移転を行う。</p>		
18	研修員受入れ	<p>カウンタパーパートの日本における研修につき、中国側は16名を8名ずつ2回に分けて派遣したい旨の意向を示した。</p> <p>1回目：8名 交通管理(2)、交通安全(2)、車両管理(2)、運転者管理(2)</p> <p>2回目：8名 交通計画(2)、交通工学(2)、交通信号(2)、高速道路交通管理(2)</p> <p>なお、研修項目については別紙1の希望が出された。上記意向に対し日本側は下記のとおり説明を行った。</p>	<p>日本での研修員受入れは最長1カ月の単位で1年1回3～4名とする。</p>	<p>中国側は日本側が提出した年間受入れ回数、期間に同意する（暫定実施計画参照）。</p>

No.	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
19	カリキュラム、シラバス、教材等の整備状況	<p>中国側は下記の内容を考えている（詳細は別紙2参照）。</p> <p>一、交通管理指導幹部訓練コース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 都市道路交通管理学概論 2. 道路交通法規 3. 都市道路と計画 4. 都市道路交通調査 5. 交通流理論・交通心理学 6. 都市道路通行能力 7. 都市道路管理と交通誘導 8. 道路交通施設と管理 9. 道路交通信号と制御 10. 道路交通管理と技術整備 11. 車両及び運転者管理 12. 道路交通違反と予防 13. 都市道路交通安全宣伝教育 14. 道路交通事故と対策 15. 交通勤務と管理 16. 高速道路交通管理 17. 交通警察隊の建設と管理 <p>二、専門技術者訓練コース：未定</p> <p>三、警察学校教師訓練コース</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通特性、交通理論 2. 交通需要予測 3. 交通指揮と誘導 	同左。未定部分を含めて中国側に確認を要する。	同左。
20	我が方の協力範囲／内容	<p>一、日本側の技術協力は中国道路交通管理幹部訓練センターの教育、訓練を担当する中国人カウンタパートに対し、技術指導と助言を与えることを内容とする</p> <p>二、日本側の技術協力による中国人カウンタパートに対する技術移転項目、内容は次のとおりとする</p>	同左。カリキュラムについて中国側も了承しているところから、日本側専門家は本案を骨子とした技術移転を行う。なお、細部については、再検討と確認を要する。	同左。

No.	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>現在までの調査確認事項及び問題点 (詳細は別紙3.参照)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通管理概論 2. 交通関係法令 3. 交通事故 4. 交通指導取締 5. 交通安全計画 6. 交通安全教育 7. 運転者管理 8. 交通工学概論 9. 交通規制 10. 交通安全施設の整備計画 11. 交通信号と制御 12. 交通調査 13. 交通事故統計 14. 交通事故分析 15. パトロール 16. 車両管理 		
21	<p>専門家派遣</p>	<p>日本側は下記の専門家の派遣を検討している。</p> <p>一、長期専門家</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. リーダー (警察庁) 2. 技術総括専門家 (警察庁) 3. 調整員 (国際協力事業団) <p>二、短期専門家</p> <p>1か月程度の期間で年間5名程度派遣予定。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通管理 2. 交通安全 3. 交通指導取締 4. 運転者管理 5. 車両管理 6. 交通工学 7. 交通規制 8. 交通管制 9. 高速道路交通 10. 交通統計 11. 機材据付・操作指導 <p>なお、専門家の派遣順位につき、中国側は次のような要望を提示した(分野は中国側カウンターパートから見た区分)。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通管理、交通安全 2. 車両管理、運転者管理 3. 交通計画、交通工学 4. 交通信号、高速道路交通管理 	<p>日本側は適宜に人選を行うことが必要である。</p> <p>短期専門家は1か月程度の期間、1コース2～3名を必要に応じて派遣する。</p> <p>短期専門家に機材据付・操作指導の分野を追加する。</p>	<p>長期専門家はリーダー、交通管理専門家、調整員の3名とする。</p> <p>短期専門家による技術移転は10分野とする。</p> <p>短期専門家に機材据付・操作指導分野を追加する。</p>
22	<p>技術移転の用語</p>	<p>用語、資料はすべて日本語とし、中国側は適当な通訳を用意する。</p>	<p>同左。</p>	<p>同左。</p> <p>なお、中国側は日本人専門家が中国人カウンターパートに対し、参考となる補助資料(英語を含む)をできるだけ提供して欲しい。</p>

No	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
23	技術移転計画	未定。	日本側原案を用意し、中国側と協議する必要がある。	い旨の希望を表明した。 暫定実施計画参照。
24	機材供与	<p>品目は以下のとおりである。</p> <p>(一) 視聴覚機材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. OHPプロジェクター、スクリーン 2. スライドプロジェクター 3. 16ミリ映写機、スクリーン 4. テープレコーダー 5. ビデオセット 6. スライド作成機器 7. 実物投影機 <p>(二) 指導取縮用機材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. レーダスビードメータ 2. アルコール検知器 3. アルコール感知器 4. 騒音計 5. 自動車重量測定器 6. 検閲用機材 <p>(三) 調査実習用車両</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 調査実習用車両 2. 自動二輪車 <p>(四) 交通調査用機材</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 交通数計測器 2. 数取器 3. 自動車走行測定装置 4. 携帯用路面滑り計 5. 加速度計 6. 振動計 7. デジタルメジャー 8. 間隔測定桿 9. 調査用ビデオセット 10. カメラ 11. メガホン 12. トランシーバ 13. ストップウォッチ 14. 発電発動機 <p>(五) 自動車検査設備</p> <p>(六) 交通管制システム</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 中央装置 2. 信号機 3. モニターテレビ 4. 交通情報板 5. 試験機器 <p>(七) 教材用信号機</p> <p>(八) 適性試験機器</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 視覚検査装置 2. 電動式深視力計 		同左。

No.	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
		<p>現在までの調査確認事項及び問題点</p> <p>3. 動体視力検査装置 4. 視野計 5. 速度見越反応検査器 7. 処理判断検査器 6. 重複作業反応検査器 8. 夜間視力検査器 (九) ドライブレコーダー (十) 交通関係図書 (十一) 交通関係ビデオ・スライド (十二) 教材作成機器</p> <p>1. パーソナルコンピュータ 2. パーソナルコンピュータソフト 3. ワードプロセッサ 4. コピー機 5. 電動タイプライタ 6. 印刷機 7. 簡易製本機 8. 卓上電子計算機 (十三) その他</p> <p>次の基本方針が確認された。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 供与機材は、訓練センターに必要なものである。 2. 供与機材は、日本において先進的なものである。 3. 供与機材の導入時期は、双方で検討する。 4. 今回の協議事項は、原則的なものである。 5. 供与機材には、(保守) 部品を考慮する。 <p>無錫市内に設置予定の交通管制システムを除き、供与機材の設置・保管予定場所を確認した。</p> <p>また、中国側から追加要望リストが提出され、下記3点につき今後の検討事項となった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 道路標示用設備 (塗線車) 2. 写真現像用装置 (カラープリンター、白黒引伸機) 3. 交通事故救護、復旧設備 <p>なお、協議中における解釈は次のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 乗用車は認められない 2. 日本の雑誌の定期購読は認め難い 3. カウンタパートに技術移転を図るのに必要な機材にとどめる。また、実務中心に考える。たとえば交通調査用機器にしても、最先端のものばかりでなく、基本的なところから積み上げるべきである 		

No.	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
25	協議・確認事項 コンサイエニー及び機材送付先	現在までの調査確認事項及び問題点 一、陸揚港：上海港 二、送付先：中華人民共和国江蘇省無錫市錢榮路前向巷1号 中国道路交通管理幹部訓練中心 弁公室主任	同左。中国側に再確認をする。	協議・調査結果 中華人民共和国江蘇省無錫市錢榮路前向巷1号 中国道路交通管理幹部訓練中心 主任 方 無錫 667924、667936 TEL
26	特権、免除、便宜	中国における他のプロジェクトの例にならない、覚書により補足する。	同左。	同左。
27	中国側の取るべき措置	中国における他のプロジェクトの例にならない、覚書により補足する。	同左。	同左。
28	合同委員会	合同委員会は、少なくとも年1回、原則として我が方調査団派遣時に開催し、協力の進捗の確認、及び調査団派遣時に降及び次年度の協力計画について協議する。 委員長は、上記プロジェクト責任者とし、中国側委員はプロジェクト運営管理責任者をはじめ公安部、訓練センター、国家科学技術委員会等関係者とし、日本側委員は長期専門家、開催時に滞在中の短期専門家、調査団員、在中國 JICA 事務所長とする。 在中國日本大使館員は、オブザーバーとして出席できることとする。	一、機能 合同委員会は、少なくとも年1回、及び必要が生じた時に開催し、次の機能を持つものとする。 1. 本協議議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って当該プロジェクトの年次計画を策定する 2. 技術協力計画全体の進捗、及び上記の年次計画の達成に関する検討を行う 3. 技術協力計画から生じる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき検討し、意見交換を行う 二、構成 合同委員会は、次の構成とする。 1. 委員長：中国側プロジェクト責任者(確認のうえ職名を記入) 2. 委員： (1) 中国側 国家科学技術委員会の代表 公安部代表 プロジェクト運営管理者	同左。 同左。 同左。 同左。 二、構成 合同委員会は、次の構成とする。 1. 委員長：中華人民共和国公安部交通管理局長 2. 委員： (1) 日本側 チームリーダー 交通管理専門家 調整員

No.	協議・確認事項	現在までの調査確認事項及び問題点	対処方針	協議・調査結果
			<p>中国道路交通管理幹部訓練センターの長 その他プロジェクト関係者 (2) 日本側 チームリーダー 技術総括専門家 調整員 その他専門家 必要に応じてJICAより当該プロジェクトのために派遣される関係者 JICA 事務所代表 <注> 在中國日本大使館員及び在上海日本国総領事館員は、合同委員会にオブザーバーとして出席できる。</p>	<p>その他専門家 必要に応じてJICAより当該プロジェクトのために派遣される関係者 JICA 事務所代表 (2) 中国側 国家科学技術委員会の代表 公安部代表 中国道路交通管理幹部訓練センターの長 その他プロジェクト関係者 <注> 在中國日本大使館員及び在上海日本国総領事館員は、合同委員会にオブザーバーとして出席できる。</p>
29	暫定実施計画	中国側は暫定実施計画の日本側部分に賛意を示したが、中国側部分はまだ提示されていない。	他プロジェクトの例にならない、合意した暫定実施計画を表として覚書にまとめる。	暫定実施計画参照。
30	覚書	<p>中国における他のプロジェクトの例にならない、上記各項目の中で特に補足する必要がある下記項目については、覚書にとりまとめ、双方協議のうえ、R/D署名者が併せ署名する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 暫定実施計画について 2. 専門家及び家族の個人用家財道具について 3. 専門家及び家族用自動車の搬入について 4. 中国内都市間交通費の日本側負担について 5. 専門家の住宅提供及び中国側による住宅手当の一部負担について 6. 専門家の技術移転のための使用言語と通訳の配置について 	同左。	同左。

別紙1 No.18 「研修生受入れ」中国側研修希望項目

一、交通管理	4 車両の安全性の設計理論	・調査手段	・民事
1. 交通管理概論	5 車検設備の検定(精度管理)	・必要予測	・刑事
・交通管理の定義と形成・発展の過程	6 自動車修理工場の安全度	6 データ(各種成果)処理	事故分析と研究
・交通管理の位置づけ	7 ナンバープレート登録制度	7 経済評価	・事故の予防対策
・交通管理の主な任務と範囲	8 車検分類基準	五、高速道路	・事故発生の特徴
・交通管理の基本的な理論	9 車両発達の予測	1. 概論	八、信号機の制御
・交通心理	10 車両の性能試験	2. 交通信号と制御	1. 信号機の種類と役割
・交通制御の体系	11 車検設備の利用	3. 交通監視	2. 信号機の設置基準
3. 交通法規	・設備の原理、仕組み	4. 緊急時の通信	3. 信号機の基本的原理と機能
・法の性質、任務、内容、根拠・背景	三、運転者管理	5. 路側放送通信	4. 車両感知器
・法の執行	1. 運転免許制度(現在までの経緯)	6. 安全と救護	5. 信号機の制御原理
4. 交通違反の取締	2. 運転者管理の法律	六、交通工学	・点、線、面の構成、目標、評価
・違反の種類	3. 運転者の訓練	1. 交通工学の定義	・ソフトウェア
・危険差	・訓練方法、規則、設備等	2. 交通流理論	
・対策	4. 運転者の危険性についての予測	3. 道路の幾何構造設計	
5. 交通調査と安全計画	・交通心理	4. 交差点設計	
6. 交通流の分散と誘導、交通指揮	・運転者心理	5. 道路標識等の設置原理	
・チャネルネグレーション	5. 運転者の教育と管理	6. 駐車場所設置の原理	
7. 勤務管理	6. 免許試験	七、交通事故	
・警察官の配分	・科学的な評価と根拠	1. 交通事故の概説	
・臨時的な配分	7. 行政処分	・定義	
8. 交通安全教育	・種類と実施	・分類	
・対象別の教育法	8. 適正検査の根拠と設備	・統計	
・教育内容	9. 安全運転の理論	2. 交通事故の現場処理(実況見分)	
9. 交通安全管理施設	10. 安全運転心理学	・見分の方法	
・信号機、標識・標示、分離帯、その他各種施設	11. 免許証作成技術	・現場の製図	
・飲酒検知器、レーダー、重量計	12. 運転者登録技術	・撮影	
二、車両管理	四、交通計画	3. 被害者の死亡原因	
1. 車両管理に関する法規	1. 交通計画の概論	4. 事故責任の検定原則	
*1988年1月「車検法」制定予定	・目的、意義	・責任検定の方法	
2. 安全検査と標準・基準とその検査	2. 都市(道路を含む)の利用	・法の根拠	
3. 安全検査センターと車両の検定	3. 交通施設の整備計画	5. 事件処理	
・新車の型式認定	4. 交通調査	・処罰	
	・調査方法	・補償	
	・調査目的		

別紙 2. No.19 「カリキュラム、シラバス、教材等の整備状況」中国側が考えている内容

一、交通管理指導幹部訓練コース	5. 動力学的方法	1. 略述	4. 高速道路における緊急時の運営
(一) 都市道路交通管理学概論	6. 交通心理学	2. 自動車の基本構造と原理	5. 高速道路における路側放送通信
1. 都市道路交通管理学の概念	(六) 都市道路通行能力	3. 自動車の登録とナンバープレートの管理	6. 高速道路における安全と救護
2. 都市道路交通管理学の体系	1. 都市道路通行能力の概念	4. 自動車の検査と登録書類の管理	(十七) 交通警察隊の建設と管理
3. 都市道路交通管理学と交通工学の関係	2. 自動車の通行能力の計算	5. 自動車運転者管理	1. 交通警察隊
4. 都市道路交通管理学の形成及び発展	3. 交差点の通行能力	6. 非自動車及び運転者管理	2. 交通警察隊の建設
5. 都市道路交通管理学の地位と作用	(七) 都市道路管理と交通誘導	(十二) 都市道路交通安全宣伝教育	3. 交通建設隊の管理
(二) 道路交通法規	1. 道路管理	1. 概論	二、学校教師養成コース
1. 道路交通法規の略述	2. 交通流誘導	2. 都市道路交通安全宣伝教育の特性と必要	(一) 交通特性・交通流理論
2. 道路交通法規の基本内容	3. 一方通行	3. 都市道路交通安全宣伝教育の基本的内容及び主要な形式	1. 交通調査—OD調査と交通実態調査に重点
3. 道路交通法規の科学的根拠	4. 立体的空間分離	4. 都市道路交通安全宣伝教育の実施	2. 平面交差点の幾何構造
4. 道路交通法規の執行	5. 時間的交差流調整	(十三) 道路交通違反と予防	3. 交通制御設計
5. 道路交通法規の形成と発展	6. 空間的交差流調整	1. 略述	4. 交通標識・標線とその他の交通安全建設
(三) 都市道路と計画	7. 交差総量の調整	2. 交通違反の分類	5. 交通と環境エネルギーの関係
1. 都市道路の略述	(八) 道路交通施設と管理	3. 交通違反の予防	(二) 交通需要予測
2. 都市道路の分類	1. 道路交通施設	4. 交通違反の処理	1. 交通調査—OD調査に重点
3. 都市道路の横断面	2. 道路交通標識	(十四) 道路交通事故と対策	2. 道路、交通施設、計画
4. 都市道路の交差点	3. 道路交通標示	1. 略述	3. 経済評価
5. 都市道路の立体交差	4. 交通信号灯	2. 交通事故の見分	4. 技術管理
6. 都市道路の公共施設	5. 道路交通信号と制御	3. 交通事故の処理	(三) 交通指揮と誘導
(四) 都市道路交通調査	(九) 道路交通信号の略述	4. 交通事故の責任の認定	1. 交通調査—流量、車頭時間分布
1. 略述	1. 道路交通信号の作用及び発展状況	5. 交通事故の経済的補償	2. 交通違反処理
2. 都市道路及び車両の基礎調査	2. 交通信号自動制御の作用及び発展状況	6. 交通事故の分析研究と予防対策	3. 交通計画
3. 道路交通施設の調査	3. 交通信号制御の基本類型及び基本原理	(十五) 交通勤務と管理	4. 交通信号と交通制御
4. 速度調査	4. 車両感知器	1. 略述	5. 交通心理学
5. 交通量調査	5. 交通信号の点制御	2. 日常の勤務	6. 交通事故分析と予防
6. 交通密度調査	6. 交通信号の線制御	3. 特殊な場合の勤務	7. 車両の安全管理と運転者の管理及び安全教育
7. 交通の起終点調査	7. 交通信号の面制御	4. 交通勤務の必要	8. コンピュータの利用とネットワーク作り
8. 交通事故と交通公害調査	(十) 道路交通管理と技術装備	5. 交通勤務の管理	三、専門技術者訓練コース
(五) 交通流理論、交通心理学	1. 道路交通管理と電子計算機	(十六) 高速道路交通管理	1. 略述
1. 概論	2. 道路交通管理と無線電気通信	1. 略述	2. 高速道路交通信号と制御
2. 交通流特性	3. 道路交通観測設備	2. 高速道路交通監視	3. 高速道路交通監視
3. 交通流の確率論研究	4. 道路交通管理とテレビ技術装備		
4. 流体力学的方法	(十一) 車両及び運転者管理		

別紙 3. №20 「我が方の協力範囲／内容」技術移転項目、内容

一、交通管理概論	三、運転免許制度、試験問題、課題の作成、採点方法	(2) 信号機の構造、性能	十六、車両管理
1. 交通社会における交通警察の役割	4. 講習制度	(3) 制御方式の選定	1. 概論
2. 交通における3つのE	5. 行政処分制度	2. 信号表示企画の基本	2. 車両管理関係法令
3. 交通警察幹部の役割	6. 点数制度	(1) 表示企画の設計・手順	3. 車両の登録・管理
4. 交通管理の意義、必要性、手法	7. 適性検査	(2) 現実の決定	システムと登録方法
5. 日本における交通警察行政の沿革	八、交通工学概論	(3) サイクル・スプリット・オフセットの検討	4. 車両の整備
6. 交通安全基本計画の策定	1. 自動車の特性	3. 信号制御の実施設計	(1) 整備基準
二、関係法令	2. 交通流	4. 信号機の運用管理	(2) 整備士と整備工場
1. 関係交通法	(1) 自動車	5. 都市交通の問題点と対応	(3) 整備不良事例
2. 関係諸法令	(2) 自転車	6. 交通管制センターの仕組み	5. 車両検査制度と手法
三、交通事故	(3) 歩行者	7. 交通管制用機器	(1) 検査手法・機器
1. 交通事故概論	3. 交通容量	8. 整備効果	(2) 検査の記録
2. 交通事故事件に関する捜査	4. 道路構造	十二、交通調査	6. 型式認証制度
(1) 基礎知識	九、交通規制	1. 調査目的、調査の必要性、調査計画	(1) 必要性
(2) 捜査の管理	1. 基本事項	2. 調査の種類	(2) システム、施設の概要
(3) 捜査活動	(1) 意義	3. 調査器材	7. 自動車公署防止
(4) 資器材の運用・開発	(2) 目的	十三、交通統計	(1) 排ガス規制強化の経緯
四、交通指導取締概論	(3) 性格	1. 統計の基礎知識	(2) 規制基準の設定方法
1. 交通指導取締概論	(4) 種類	2. 統計分析の手法	
2. 交通指導取締活動	(5) 効力	3. 統計による評価	
(1) 街頭監視	2. 交通規制の実施	4. 結果の表現方法	
(2) 重点指向の指導取締	(1) 道路標識	十四、交通事故分析	
(3) 取締資器材の運用	(2) 道路標示	1. 交通事故分析の基礎	
3. 交通違反処理手続	(3) 設置要領	(1) 交通事故の要因	
4. 交通警察官の受傷事故防止対策	3. 総合交通規制	(2) 事故データの収集	
五、交通安全計画	(1) 道路使用	2. 分析手法	
1. 交通安全広報	(2) 駐車政策	3. 交通事故の特徴	
2. 交通安全運動	(3) 都市計画と交通規制	十五、パトロール	
3. 事業所等の安全運転管理	十、交通安全施設整備計画	1. 概論	
六、交通安全教育	1. 交通情勢の推移	(1) 基礎知識	
1. 交通安全教育の意義、目的、役割及び指導者に必要な能力	2. 関係法令	(2) パトロールの類型	
2. 交通安全教育の概要	3. 交通安全事業法の概要	(3) 装備・車両	
3. 安全講話の実施要領	4. 交通安全事業の進め方、効果	2. 交機隊の運用	
七、運転者管理	十一、交通信号と制御	(1) 交機隊・高速隊の任務、体制	
1. 運転免許	1. 基本事項	(2) 活動の実態と効果	
2. 運転者教育	(1) 信号制御に関する基礎事項		

2-2 中国側の対応状況（補足調査）

(1) 職員の配置状況

訓練センター主任(所長)以下10名が配置され、庶務、教務、装備、図書各担当として運営準備を進めている。

(2) カウンターパート

日本人専門家による技術移転の対象となるカウンターパートは、8分野にわたり、1分野2名で計16名の配置が予定されているが、調査の時点(11月12日現在)では4名(参考資料として後記)が配置されていた。

この4名の経歴をみると、実務経験に乏しいことから、理論面を重視した人選となっていることがうかがえる。

他の12名については現在選考中であり、実質的な技術移転が開始される昭和64年(1989年)5月までには配置を終了したいとのことである。

(3) 訓練センターの進捗状況

訓練センター棟は、おおむね完成し、同棟の1、2階には隣接して建設が計画されている公安部都市交通管理科学研究所関係者が入居している。

3、4階は、訓練センターとして、主任室、弁公室及び教室(黒板、机等整備済み)等が整備されている。日本人専門家の執務室については未だ確定していないため、派遣時期までには確保するよう中国側に対し再要望した。

また、職員宿舎、学生寮、食堂、ボイラー室及び変電室等も完成し、現在、建物周辺の整備(道路舗装等)に着手している。

(4) 日本人専門家宿舎

日本人専門家宿舎は、長期専門家用としてチームリーダー用1棟、交通管理専門家用及び調整員用1棟(2世帯用)が完成し、内装、家具配置も終了しているが、一部に壁紙がはがれたり、シミが生じている箇所が見られた。

3. 討議議事録(R/D)及び覚書(ミニッツ)

3-1 署名関係

(1) 署名年月日

昭和63年11月10日(水) 午前9時(北京時間)

(2) 署名場所

中国公安部

(3) 署名者

日本側 玉光弘明 JICA理事

中国側 張正常 公安部交通管理局長

(4) 署名立会者

日本側 田口定則 JICA中国事務所長

伊藤茂男 在中国日本大使館一等書記官

実施協議団員

中国側 朱恩濤 公安部外事局長

劉永翔 国家科学技術委員会国際合作局副局長

実施協議団員

3-2 主要事項に関する協議の経緯と結果

討議議事録については、最終確認として次の手順により協議を行った。

- 日本語、中国語による討議議事録(案案)について、逐条審議の形式により確認を行う。
なお、相互に案文が異なる場合には、両者の協議により結論を出す。
 - 日本語、中国語による案文の整合性をとった後、両者で英語による修文を行う。
 - 英文表現における意見の相違点は、再度、調査団全員による協議を行い、結論を出す。
- 協議内容

主な協議事項は、次のとおりである。

(1) 附属文書関係

ア VII-3 日本人長期専門家について

日本人長期専門家の人数について、中国側(案)は、技術総括専門家及び調整員の2名と
なっていた。

これに対し、日本側は、

- チームリーダーの業務、役割及びその必要性
- 技術総括専門家では、工学系の印象を強く受けるため、ソフトウェアを含む交通管

理技術の移転の意を含め、交通管理専門家と呼称を変更等について説明を行ったところ、中国側の了解が得られ、長期専門家は、チームリーダー、交通管理専門家及び調整員の3名とすることで双方合意した。

(関連) 附表Ⅱ-1 長期専門家

附表Ⅵ-3

附表Ⅷ-2-(2)-2)

附表Ⅷ 組織図

覚書、別表 暫定実施計画表

イ VII-6 プロジェクトの組織について

この項目は、日本側提案の原案(長期調査団提示)に入れていないものであったが、討議議事録の形式上必要となることから、

「6. 当該プロジェクトの組織は、附表Ⅷの組織図の通り。」の案文を提示し、挿入することに合意した。

(関連) 附表Ⅷ 組織図

ウ X 協力期間について

協力期間について、中国側は、4年間を主張した。

日本側は、暫定実施計画によりプロジェクトの全体構想を詳細に説明し、技術移転には最低5年間が必要となる旨の意見を提示した結果、協力期間を5年間とすることで双方合意した。

(2) 附表関係

ア III-2 個人的使用品の持ち込み数量について

日本人専門家及びその家族が持ち込む個人的使用品の数量について、中国側は、「合理的数量」という枠を要求してきた。

日本側は、その根拠が不明確であること及び対応機関による解釈の相違等に混乱をきたすおそれがあることを理由に撤回を要求した。

討議の結果、中国側は、「合理的数量」を撤回することに合意した。

イ V-4 事務及び技術職員について

「事務及び技術職員」の内訳について、管理職員、通訳及び運転手は、明記されている。しかし、この他に宿舍管理、タイプ、料理人等の職員が必要になった場合、明記されていないことを理由に中国側が日本側の申入れを拒否するおそれがあることに鑑み、日本側としては、これら宿舍管理等の職員を包括した文言の記載を強く要望した。中国側は、日本側が例示に挙げたような職種は事務職員(中国語：工作人員)に含まれている旨を主張したが、日本語では読み切れないことを理由に討議を行い、その結果、中国側は「(4) その他」と明記することに同意した。

ウ VII-組織図について

組織図については、附属文書Ⅶの各項により構成した組織図を提案したが、中国側は、実行面を捉え、公安部交通管理局長が毎回、合同委員会に出席できないことが想定されることを理由に訓練センターの長をチームリーダーと同等に位置付けることを提案した。

これに対し、日本側は、あくまでも附属文書Ⅶの内容及び組織図の趣旨を繰り返し説明し、中国側科学技術委員会国際合作局の了承を取り付けたことで中国側によるこの提案は撤回された。

さらに、合同委員会については、中国側は、日本側専門家、中国側プロジェクト実施・運営責任者の上位機関として位置付けることを主張したが、日本側は、合同委員会がプロジェクトの実施計画について意見交換を行う場であることを説明し、上記と同様に科学技術合作局の了解を取り付けたことで公安部も了解し、添付の組織図となった。

(3) 覚書関係

ア 5-(1) 宿舎費について

短期専門家の宿舎については、1日当りの金額160元のみが記載されていたが、この金額決定の根拠となっている宿舎費に関する在中國日本国大使館及び中国国家科学技術委員会の口上書に関して、本文中に、

ただし、「1988年8月10日付在中國日本国大使館発口上書第85号及び同年8月15日付中国科学技術委員会発口上書第107号で確認された通り」その宿舎費が…
の文案を挿入することを提示し、中国側も挿入に同意した。

イ 6 参考資料の提供について

中国側は日本人専門家が中国において技術移転を行う際に、多くの参考資料の提供を求める次の文案を提示した。

「また、日本側は、中国側の希望に応じて、参考となる英語の資料をできるだけ提供する。」

これに対し、日本側は、

- 技術移転は、日本語で行う
- 技術移転に使用する資料も日本語である
- 専門家は、英語に堪能であるとは限らない

等の理由から「英語の資料」に特定することには了承できないことを説明するとともに、併せて、「できるだけ」と制約を付けてはいるものの、「提供する」と義務付けている点についても了承できない旨を説明した。

この討議の結果、中国側の意向表明として次の文章を本文中に挿入することで合意した。

「なお、中国側は日本人専門家が中国人カウンターパートに対し、参考となる補助資料をできるだけ提供して欲しい旨の希望を表明した。」

ウ 別表 暫定実施計画関係

暫定実施計画の線表について、日本側案に対応した形で中国側のものを作成したが、カウンターパートの分野と日本側短期専門家の分野が必ずしも一致しないこと、さらにカウンターパートは、日本人専門家の技術移転に原則として分野を問わず参加することから、中国側のカウンターパートに対する技術移転コースの線表は、分野別の線表ではなく、総括の線表として記入した。

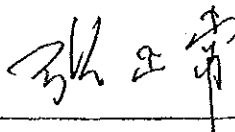
THE RECORD OF DISCUSSIONS
BETWEEN THE JAPANESE IMPLEMENTATION SURVEY TEAM,
JAPAN INTERNATIONAL COOPERATION AGENCY
AND THE IMPLEMENTATION DISCUSSION TEAM OF THE MINISTRY OF PUBLIC SECURITY
OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT OF ROAD TRAFFIC MANAGEMENT CADRE TRAINING CENTER
IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

The Japanese Implementation Survey Team (hereinafter referred to as "the Team") organized by the Japan International Cooperation Agency (hereinafter referred to as "JICA") and headed by Mr. HIROAKI TAMAMITU, Executive Director, JICA, visited the People's Republic of China from November 4 to 13, 1988 for the purpose of working out the details of the technical cooperation programme concerning the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in the People's Republic of China.

During its stay in the People's Republic of China, the Team exchanged views and had a series of discussions with the Chinese Implementation Discussion Team headed by Mr. ZHANG ZHENG-CHANG, Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security, concerning desirable measures to be taken by both Governments for the successful implementation of the above mentioned project.

As a result of the discussions, both parties agreed to recommend to their respective Governments the matters referred to in the document attached hereto.

Compiled in duplicate in Beijing on November 10, 1988, in the Japanese, Chinese and English languages, each copy of the text is equally authentic, and in case of any divergence in interpretation, the English text shall prevail.



Mr. HIROAKI TAMAMITU
Leader, Implementation Survey Team
Japan International Cooperation
Agency, Japan

Mr. ZHANG ZHENG-CHANG
Leader, Implementation Discussion Team
Ministry of Public Security,
the People's Republic of China

THE ATTACHED DOCUMENT

I. TECHNICAL COOPERATION BETWEEN BOTH GOVERNMENTS

1. The Government of Japan and the Government of the People's Republic of China will cooperate with each other in implementing the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in China (hereinafter referred to as "the Project") for the purpose of contributing to the development of the road traffic management system in the People's Republic of China
2. The Project will be implemented in accordance with the Master Plan which is given in Annex I.

II. DISPATCH OF JAPANESE EXPERTS

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense services of the Japanese experts as listed in Annex II through normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Japanese experts referred to in 1 above and their families will be granted in the People's Republic of China the privileges, exemptions and benefits as listed in Annex III. The Japanese experts, while in service in the People's Republic of China, will be granted privileges, exemptions and benefits no less favourable than those accorded to experts of third countries or of international organizations performing similar missions in the People's Republic of China.

III. PROVISION OF MACHINERY AND EQUIPMENT

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to provide at its own expense machinery, equipment and other materials(hereinafter referred to as "Articles")necessary for implementation of the Project as listed in Annex IV through normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The articles referred to in 1 above will become the property of the People's Republic of China upon being delivered C I F to the Chinese authorities concerned at the ports and/or airports of disembarkation, and will be utilized exclusively for implementation of the Project in consultation with the Japanese experts referred to in Annex II.

IV. TRAINING OF CHINESE PERSONNEL IN JAPAN

1. In accordance with the laws and regulations in force in Japan, the Government of Japan will take necessary measures through JICA to receive at its own expense the Chinese personnel connected with the Project for technical training in Japan through normal procedures under the technical cooperation scheme of the Government of Japan.
2. The Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to ensure that the knowledge and experience acquired by the Chinese personnel from technical training in Japan will be utilized effectively for implementation of the Project.

V. SERVICES OF CHINESE COUNTERPART, ADMINISTRATIVE AND TECHNICAL PERSONNEL

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to secure at its own expense the necessary services of Chinese counterpart, administrative and technical personnel as listed in Annex V.

2. The Government of the People's Republic of China will allocate the necessary number of suitably qualified personnel corresponding to each Japanese expert to be dispatched by the Government of Japan as specified in Annex II for the effective and successful transfer of technology under the Project.

VI . MEASURES TO BE TAKEN BY THE GOVERNMENT OF THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

1. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to provide at its own expense:
 - (1) Land, buildings and facilities as listed in Annex VI;
 - (2) Supply or replacement of machinery, equipment, instruments, tools, spare parts, and any other materials necessary for implementation of the Project other than those provided through JICA under III above;
 - (3) Transportation facilities and traffic fees within city areas for the official travel of the Japanese experts within the People's Republic of China;
 - (4) Suitably furnished accommodations for the Japanese experts and their families.
2. In accordance with the laws and regulations in force in the People's Republic of China, the Government of the People's Republic of China will take necessary measures through the authorities concerned to meet:
 - (1) Expenses necessary for the transportation of the articles referred to in III above within the People's Republic of China as well as for the insurance, installation, operations and maintenance thereof;
 - (2) All running expenses necessary for the implementation of the Project.
3. The authorities concerned of the Government of the People's Republic of China will meet the charge of customs duties, internal taxes and any other fiscal levies imposed in the People's Republic of China on the articles referred to in III above.

VII. ADMINISTRATION OF THE PROJECT

1. The Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security of the People's Republic of China will bear overall responsibility for implementation of the Project.
2. The Director of Road Traffic Management Cadre Training Center, as the head of the Project, will be responsible for the administrative and managerial matters of the Project.
3. The Japanese team leader, expert on traffic safety management, and coordinator will provide necessary recommendations and advice on technical and administrative matters concerning implementation of the Project to the responsible official of the Ministry of Public Security and the head of the Project.
4. The Japanese experts will give necessary technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel on matters pertaining to implementation of the Project.
5. For effective and successful implementation of the Project, a Joint Committee will be established with the function and composition as referred to in Annex VII.
6. The organization of the Project is shown in the organization chart which is given in Annex VIII.

VIII. CLAIMS AGAINST JAPANESE EXPERTS

The Government of the People's Republic of China undertakes to bear claims, if any arise, against the Japanese experts engaged in the Project resulting from, occurring in the course of, or otherwise connected with, the discharge of their official functions in the People's Republic of China, except for those arising from the willful misconduct or gross negligence of the Japanese experts.

IX. MUTUAL CONSULTATION

There will be mutual consultation between the two Governments on any major issues arising from, or in connection, with this Attached Document.

X. TERM OF TECHNICAL COOPERATION

The duration of the technical cooperation for the Project under this Attached Document will be five (5) years from November 10, 1988.

A N N E X

I . MASTER PLAN

1 . Objective of the Project

The Ministry of Public Security of the People's Republic of China founded the Road Traffic Management Cadre Training Center in Wuxi city ,Jiangsu province for the purpose of modernizing the road traffic management system in China.

The objective of the Project is to transfer the Japanese road traffic management technology to the Chinese counterparts in charge of educational training in the center, and thus contribute to the development of road traffic management technology in the People's Republic of China.

The following educational and training courses, including preparation of the curriculum and teaching materials, will be implemented by the Chinese side.

- (1) Training course for traffic management cadres(6 months)
- (2) Training course for technical experts
- (3) Training course for teachers (6 months)

2 Contents of the Japanese Technical Cooperation

- (1) The contents of the Japanese technical cooperation are to provide technical guidance and advice to the Chinese counterpart personnel who conduct the courses mentioned in 1 above.
- (2) The contents of the technical guidance and advice for the Chinese counterpart personnel are as follows:

- 1) Traffic Safety Management
- 2) Traffic Safety Education
- 3) Traffic Enforcement
- 4) Drivers Control Administration
- 5) Motor Vehicle Inspection Service
- 6) Traffic Engineering
- 7) Traffic Regulation
- 8) Traffic Control
- 9) Expressway Traffic Management
- 10) Traffic Statistics

II. JAPANESE EXPERTS

1. Long-term expert
 - (1) Team leader
 - (2) Expert on Traffic Safety Management
 - (3) Coordinator

2. Short-term experts in the fields of:
 - (1) Traffic Safety Management
 - (2) Traffic Safety Education
 - (3) Traffic Enforcement
 - (4) Drivers Control Administration
 - (5) Motor Vehicle Inspection Service
 - (6) Traffic Engineering
 - (7) Traffic Regulation
 - (8) Traffic Control
 - (9) Expressway Traffic Management
 - (10) Traffic Statistics
 - (11) Equipment Installation and Operation

III. PRIVILEGES, EXEMPTIONS AND BENEFITS

1. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from income tax and charges of any kind imposed on or in connection with the living allowance remitted from abroad.

2. The Government of the People's Republic of China will grant exemptions from customs duties on the importation of personal effects by the Japanese experts and their families as well as the importation of machinery and equipment relating to their activities.

3. The Government of the People's Republic of China will provide medical facilities.

IV. EQUIPMENT

Necessary equipment for implementation of the Project is as follows:

- (1) Audio-visual equipment
- (2) Traffic enforcement equipment
- (3) Vehicles for practical training and surveys
- (4) Equipment for traffic surveys
- (5) Automobile inspection equipment and machinery
- (6) Traffic control system
- (7) Traffic lights
- (8) Aptitude test equipment
- (9) Driving trainer
- (10) Traffic-related books
- (11) Traffic-related video tapes and slides
- (12) Equipment for compiling teaching materials
- (13) Others

V. CHINESE COUNTERPART, ADMINISTRATIVE AND TECHNICAL PERSONNEL

1. Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security
2. Director of Road Traffic Management Cadre Training Center
3. Counterpart personnel in the fields of:
 - (1) Traffic Safety Management
 - (2) Traffic Safety Education
 - (3) Motor Vehicle Inspection Service
 - (4) Drivers Control Administration
 - (5) Traffic Engineering
 - (6) Traffic Planning
 - (7) Traffic Control
 - (8) Expressway Traffic Management
4. Administrative and technical personnel:
 - (1) Clerical administration, equipment servicing, and facilities servicing personnel
 - (2) Interpreter(s)

(3) Driver(s)

(4) Others

VI. LAND, BUILDINGS AND FACILITIES

1. Land, buildings and facilities of the Road Traffic Management Cadre Training Center in the People's Republic of China
2. Room and space necessary for the installation and storage of machinery, equipment and materials provided by the Government of Japan.
3. Office space and necessary facilities for the Japanese team leader, the expert on traffic safety management, the coordinator, and other experts.

VII. THE JOINT COMMITTEE

1. Functions

The Joint Committee will meet at least once a year and whenever necessity arises, and work:

- (1) To formulate the annual work plan of the Project in line with the Tentative Schedule of Implementation formulated under the framework of this Record of Discussions;
- (2) To review the overall progress of the technical cooperation programme as well as the achievements of the above-mentioned annual work plan;
- (3) To review and exchange views on major issues arising from or in connection with the technical cooperation programme.

2. Composition

(1) Chairman: Director of Traffic Management Bureau, Ministry of Public Security

(2) Members:

- 1) Japanese side:
 - Team leader
 - Expert on Traffic Safety Management
 - Coordinator
 - Other experts
 - Personnel concerned to be dispatched by JICA, if necessary
 - Representative of JICA China Office

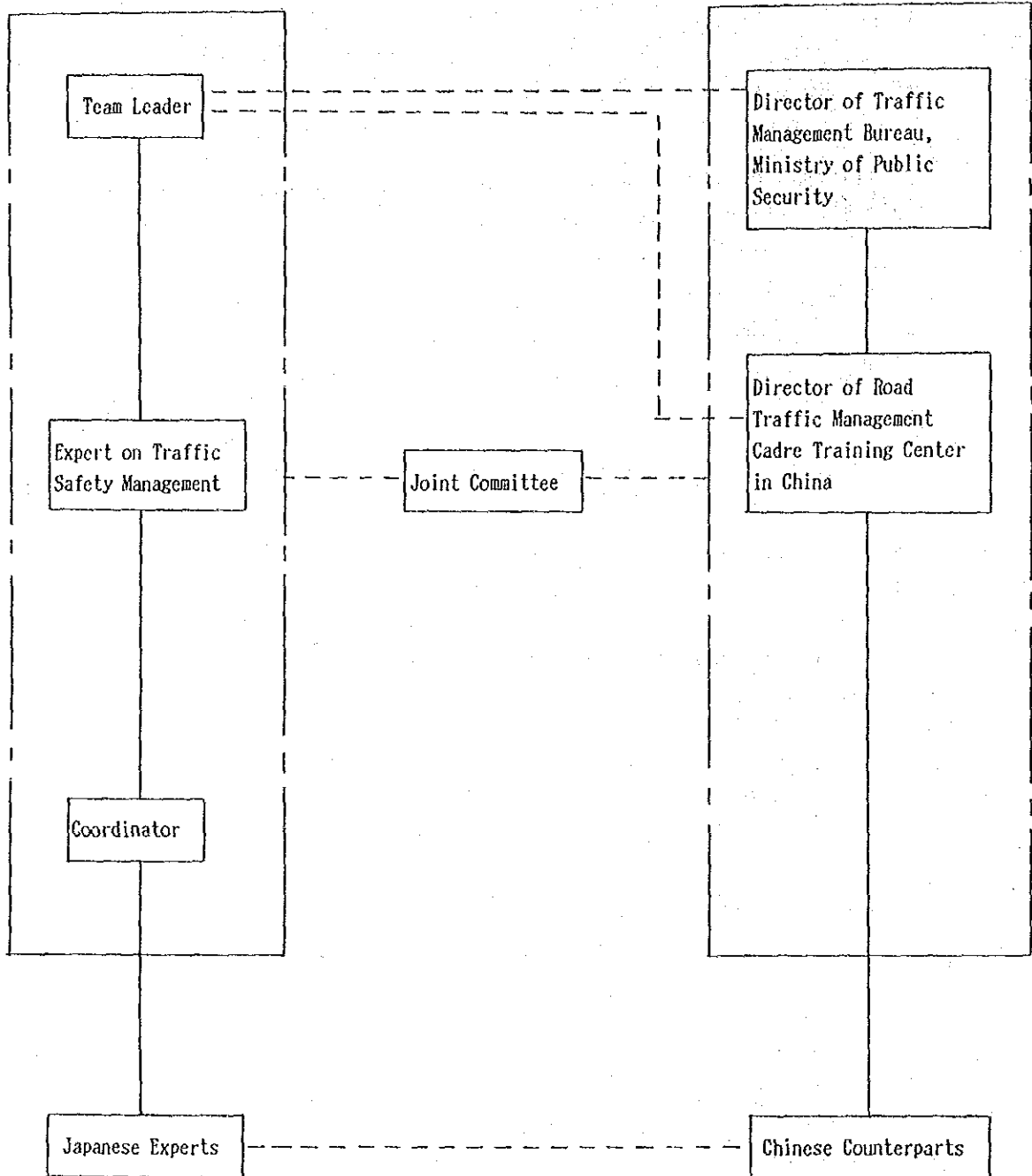
2) Chinese side: Representative of State Scientific and Techno-
logical Commission
 Representative of Ministry of Public Security
 Director of the Road Traffic Management Cadre
 Training Center in the People's Republic of China
 Other personnel concerned with the Project

Note: Officials of the Embassy of Japan and the Consulate General in
Shanghai may attend the Joint Committee as observers.

VIII. ORGANIZATION CHART

Japanese Side

Chinese Side



THE MINUTES OF MEETING ON THE RECORD OF DISCUSSIONS
ON THE JAPANESE TECHNICAL COOPERATION FOR
THE PROJECT OF ROAD TRAFFIC MANAGEMENT CADRE TRAINING CENTER
IN THE PEOPLE'S REPUBLIC OF CHINA

The Japanese Implementation Survey Team, Japan International Cooperation Agency and the Implementation Discussion Team of the Ministry of Public Security of the People's Republic of China, signed the Record of Discussions (hereinafter referred to as "the R/D") on Japanese technical cooperation for the Project of Road Traffic Management Cadre Training Center in the People's Republic of China. Understandings reached between both sides are recorded in the following in order to clarify some specific matters concerning the provisions in the R/D.

1. Both sides have formulated the Tentative Schedule of Implementation of the Project as shown in the accompanying chart under the Attached Document I-2 of the R/D. The chart has been formulated on the condition that the necessary budget will be allocated for implementation of the Project, and is subject to change within the framework of the R/D whenever the necessity arises in the course of Project implementation.
2. Both sides agreed that the term "Personal effects" as referred to in the Annex III- 2. of the R/D includes household effects which may be brought from abroad for personal use by the Japanese experts and their families.
3. Both sides agreed that the term "the machinery and equipment related to their activities" as referred to in Annex III- 2. of the R/D includes one motor vehicle per family which will be used by Japanese experts and their families.
4. As for the transportation fares as referred to in VI-1- (3) of the Attached Document of the R/D, the Japanese side stated that travelling expenses between cities would be borne by the Japanese side.

5. As for suitably furnished accommodations as referred to in VI-1-(4) of the Attached Document of the R/D, the Chinese side stated that it would provide suitable lodgings for Japanese experts, and it would provide suitable lodgings with cooking facilities especially for the long-term experts.

As for the accommodation fee, the Chinese side also stated in the following items (1) and (2).

- (1) The accommodation fee for short-term experts is to be borne by the experts. But if the accommodation fee exceeds 160 Yuan per day, as confirmed in the notes verbal exchanged between the Japanese Embassy in China and the Chinese State Scientific and Technological Commission (NO.85, 10th August and NO.107, 15th August, 1988), the exceeded amount is to be borne by the Chinese side.
- (2) The accommodation fee for long-term experts (including their families) is to be borne by the experts. But if their accommodation fees exceed their accommodation allowances provided by the Government of Japan, the exceeded amount is to be borne by the Chinese side.

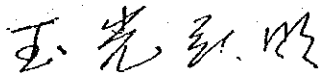
On the other hand, the Japanese side stated that at the time of dispatching the long-term experts, it would present the grade and the maximum limit of their accommodation allowances in the People's Republic of China.

6. Both sides agreed that the Japanese experts, dispatched under the Attached Document II-1, will use the Japanese language for their technical guidance in China and that the Chinese side will provide appropriate interpreters.

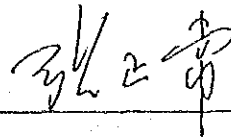
The Chinese side also expressed the hope that the Japanese experts will provide the reference materials concerning their lectures to the Chinese counterparts as much as possible.

7. Both sides agreed that the number of Japanese and Chinese members on the Joint Committee as referred to in VII-2-(2) of the Attached Document of the R/D will be approximately equal.

Beijing November 10, 1988



Mr. HIROAKI TAMAMITU
Leader, Implementation Survey Team
Japan International Cooperation
Agency, Japan



Mr. ZHANG ZHENG-CHANG
Leader, Implementation Discussion Team
Ministry of Public Security,
The People's Republic of China

ANNEX : TENTATIVE SCHEDULE OF IMPLEMENTATION

Japanese F/Y	1988	1989	1990	1991	1992	1993
Term of Cooperation	November					
<Japanese Side>						
1. Long-Term Experts						
Team Leader						
Expert on Traffic Safety Management						
Coordinator						
2. Short-Term Experts						
Traffic Safety Management						
Traffic Safety Education						
Traffic Enforcement						
Drivers Control Administration						
Motor Vehicle Inspection Service						
Traffic Engineering						
Traffic Regulation						
Traffic Control						
Expressway Traffic Management						
Traffic Statistics						
Equipment Installation and Operation						
3. Provision of Equipment						
4. Counterpart Training in Japan						
5. Dispatch of Survey Team						

Japanese F/Y	1988	1989	1990	1991	1992	1993
<Chinese Side>						
1. Provision of Staff						
2. Courses for Transfer of Technologies						
Traffic Safety Management						
Traffic Safety Education						
Motor Vehicle Inspection Service						
Drivers Control Administration						
Traffic Engineering						
Traffic Planning						
Traffic Control						
Expressway Traffic Management						
3. Educational and Training Course						
Training Course for Traffic Management Cadres						
Training Course for Technical Experts						
Training Course for Teachers						

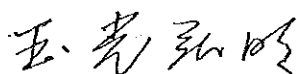
中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクトのための
技術協力に関する日本国国際協力事業団実施協議調査団と
中華人民共和国公安部実施協議団との
討 議 議 事 録

国際協力事業団（以下「JICA」という。）が組織し、JICA理事玉光弘明を団長とする日本側実施協議調査団は、中華人民共和国における中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクトについての技術協力計画の詳細を策定するため、昭和63年11月4日から昭和63年11月13日までの日程をもって中華人民共和国を訪問した。

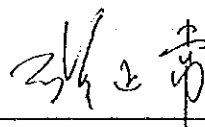
中華人民共和国滞在中、日本側実施協議調査団は上記プロジェクトの有効な実施のために両国政府がとるべき必要な措置に関して、中華人民共和国公安部交通管理局長張正常を団長とする中国側実施協議団と意見を交換し、一連の討議を行なった。

討議の結果、双方はそれぞれの政府に対し、附属文書に記載する諸事項について勧告することに同意した。

昭和63年11月10日に北京でひとしく正文である日本語、中国語および英語による本書2通を作成した。解釈に相違がある場合には、英語の本文による。



玉 光 弘 明
実施協議調査団団長
日本国国際協力事業団



1988.11.10.

張 正 常
実施協議団団長
中華人民共和国公安部

北京 昭和63年11月10日

附 属 文 書

I. 両国政府の協力

1. 日本国政府と中華人民共和国政府は、中華人民共和国における、道路交通管理業務の発展に寄与するため、中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクト（以下「当該プロジェクト」という）の実施につき相互に協力を行なう。
2. 当該プロジェクトは附表-Iの基本計画に基づいて実施される。

II. 日本人専門家の派遣

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続により、附表-IIに掲げる日本人専門家の役務を自己の負担において提供するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう日本人専門家およびその家族は、中華人民共和国において附表-IIIに掲げる特権、免除および便宜が与えられるものとする。日本人専門家は、中華人民共和国において任務を遂行中、同様の任務を遂行する他の国の専門家または国際機関の専門家に劣らない特権、免除および便宜を享受する。

III. 機材供与

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、附表-IVに掲げる当該プロジェクトの実施に必要な資機材（以下「機材」という。）を自己の負担において供与するため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 上記1項にいう機材は、陸揚げの港あるいは空港にて中華人民共和国側関係当局へCIF建にて引渡される時、中華人民共和国の財産となる。それらの機材は、附表-IIに掲げる日本人専門家との協議に基づきもっぱら当該プロジェクトの実施のために使用される。

IV. 研修員受入れ

1. 日本国政府は、日本国において施行されている法令に従い、日本国政府の技術協力計画の通常の手続きにより、日本国における技術研修のため当該プロジェクトに関係する中国人を、自己の負担において受入れるため、JICAを通じ必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、中国人が日本国における技術研修から得た知識および経験が、当該プロジェクト実施のため有効に用いられることを保証するため関係当局を通じて必要な措置をとる。

V. 中国人カウンターパート、事務および技術職員の役務

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、附表-Vに掲げる中国人カウンターパート、事務および技術職員の役務を自己の負担において保証するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。
2. 中華人民共和国政府は、関係当局を通じ、当該プロジェクトのもとで技術の移転が効果的かつ成功裡に行なわれるため、附表-IIに定めた日本国政府により派遣される個々の日本人専門家に対応する適切な資質の人員を必要数配置する。

VI. 中華人民共和国政府がとるべき措置

1. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、自己の負担において、次のものを提供するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。
 - (1) 附表-VIに掲げる土地、建物および付帯施設
 - (2) 上記ⅢのJICAを通じ供与される機材以外で、当該プロジェクト実施に必要な機械、装置、器具、工具、補充部品およびその他の部品の調達もしくは取替え
 - (3) 中華人民共和国内における公務出張にかかわる日本人専門家に対する交通の便宜および市内交通費
 - (4) 日本人専門家およびその家族に対する適当な家具付住宅施設

2. 中華人民共和国政府は、中華人民共和国において施行されている法令に従い、次の経費を負担するため、関係当局を通じ必要な措置をとる。
 - (1) 上記Ⅲに掲げる機材の中華人民共和国内における輸送、保険、据付、操作および維持に必要な経費
 - (2) 当該プロジェクトの実施に必要な全ての運営費
3. 中華人民共和国政府の関係当局は、上記Ⅲに掲げる機材に対し、中華人民共和国内において課せられる関税、国内税およびその他の財政課徴金を負担する。

Ⅶ. プロジェクトの管理

1. 中華人民共和国公安部交通管理局長は、当該プロジェクトの実施について包括的責任を負う。
2. 当該プロジェクトの長である中国道路交通管理幹部訓練センター所長は、当該プロジェクトの運営および管理について責任を負う。
3. 日本人チーム・リーダー、交通管理専門家及び調整員は、公安部の当該プロジェクトの包括責任者及び当該プロジェクトの長に対し、当該プロジェクトの実施に関する技術面及び管理面の事項について指導及び助言を与える。
4. 日本人専門家は、中国人カウンターパートに対し、当該プロジェクトの実施に関する必要な技術的事項について指導及び助言を与える。
5. 当該プロジェクトを効果的かつ成功裡に実施するため、附表-Ⅶに掲げる機能および構成をもつ合同委員会が設置される。
6. 当該プロジェクトの組織は、附表-Ⅶの組織図の通り。

Ⅷ. 日本人専門家に対する請求

中華人民共和国政府は、日本人専門家の中華人民共和国内における職務の遂行に起因し、または、その遂行中に、もしくはその遂行に関連して発生する日本人専門家に対する請求事由が生じた場合には、その請求に対する全責任を負う。

ただし、日本人専門家の故意または重大な過失により生ずる責任については、この限りではない。

IX. 相互協議

両国政府は、本附属文書から生ずる、あるいは本附属文書に関連する主要事項について相互に協議を行う。

X. 協力期間

当該プロジェクトの協力期間は、昭和63年11月10日から5年間とする。

附 表

I. 基本計画

1. プロジェクトの目的

本プロジェクトは、中華人民共和国公安部が中国の道路交通管理の近代化を図るため江蘇省無錫市に設置した中国道路交通管理幹部訓練センターにおいて、日本の道路交通管理技術を同センターの教育訓練を担当する教官である中国人カウンターパートに技術移転し、もって中国における道路交通管理技術の発展に資することを目的とする。

下記教育・訓練コースは、カリキュラム、教材作成を含め中国側が実施する。

- (1) 6カ月制交通管理指導幹部訓練コース
- (2) 専門技術者訓練コース
- (3) 6ヶ月制学校教師養成コース

2. 日本側の技術協力の内容

- (1) 日本側の技術協力は、上記の教育・訓練コースを担当する中国人カウンターパートに対し、技術指導と助言を与えることを内容とする。
- (2) 中国人カウンターパートに対する技術指導分野は次の通り。
 - 1) 交通管理
 - 2) 交通安全
 - 3) 交通指導・取締り
 - 4) 運転者管理
 - 5) 車両管理
 - 6) 交通工学
 - 7) 交通規制
 - 8) 交通管制
 - 9) 高速道路交通管理
 - 10) 交通統計

II. 日本人専門家

1. 長期専門家

- (1) チーム・リーダー
- (2) 交通管理専門家
- (3) 調整員

2. 下記分野の短期専門家

- (1) 交通管理
- (2) 交通安全
- (3) 交通指導・取締り
- (4) 運転者管理
- (5) 車両管理
- (6) 交通工学
- (7) 交通規制
- (8) 交通管制
- (9) 高速道路交通管理
- (10) 交通統計
- (11) 機材据付・操作指導

III. 特権、免除および便宜

1. 中華人民共和国政府は、海外から送金される報酬に対して、またはそれに関連して課せられる所得税およびその他の課徴金を免除する。
2. 中華人民共和国政府は、日本人専門家およびその家族の持ち込む個人的使用品および業務に関連する機材に対して関税を免除する。
3. 中華人民共和国政府は、医療の便宜を提供する。

IV. 供与機材

当該プロジェクトに必要な次の機材、器具。

- | | |
|--------------|------------------|
| 1. 視聴覚機材 | 8. 適性試験機器 |
| 2. 指導・取締り用機材 | 9. ドライビングトレーナー |
| 3. 調査実習用車両 | 10. 交通関係図書 |
| 4. 交通調査用機材 | 11. 交通関係ビデオ・スライド |
| 5. 自動車検査設備 | 12. 教材作成機器 |
| 6. 交通管制システム | 13. その他 |
| 7. 教材用信号機 | |

V. 中華人民共和国側のカウンターパート、事務および技術職員

1. プロジェクトの包括責任者：公安部交通管理局長
2. プロジェクトの運営責任者：中国道路交通管理幹部訓練センター所長
3. 次の分野のカウンターパート
 - (1) 交通管理
 - (2) 交通安全
 - (3) 車両管理
 - (4) 運転者管理
 - (5) 交通工学
 - (6) 交通計画
 - (7) 交通信号
 - (8) 高速道路交通管理
4. 事務および技術職員
 - (1) 事務管理、機材保守管理、設備保守管理職員
 - (2) 通訳
 - (3) 運転手
 - (4) その他

VI. 土地、建物および附帯施設

1. 中国道路交通管理幹部訓練センターの用地、建物および施設
2. 日本国政府から供与される機材の据付および保管に必要な部屋およびスペース
3. チーム・リーダー、交通管理専門家及び調整員並びにその他日本人専門家のための事務室および必要な施設

VII. 合同委員会

1. 機能

合同委員会は、少なくとも年一回、および必要が生じた時に開催し、次の機能を持つものとする。

- (1) 本討議議事録の枠内で策定された暫定実施計画に沿って、当該プロジェクトの年次計画を策定する。
- (2) 技術協力計画全体の進捗、および上記の年次計画の達成に関する検討を行なう。
- (3) 技術協力計画から生ずる、あるいは技術協力計画に関連する主要事項につき検討し、意見交換を行なう。

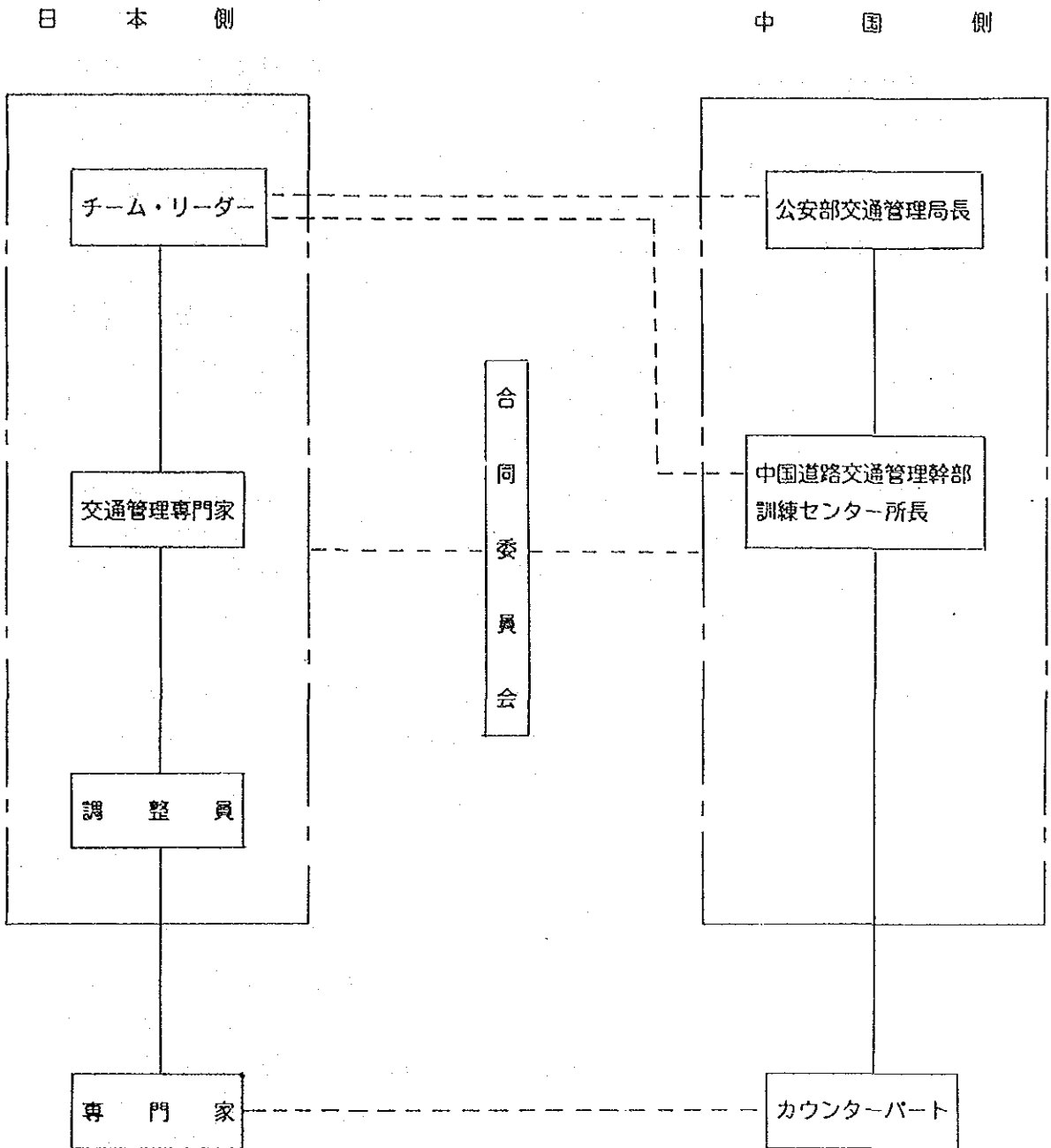
2. 構成

合同委員会は、次の構成とする。

- (1) 委員長： 中華人民共和国公安部交通管理局長
- (2) 委員：
 - 1)日本側
チーム・リーダー
交通管理専門家
調整員
その他専門家
必要に応じてJICAより当該プロジェクトのために派遣される関係者
JICA中国事務所代表
 - 2)中国側：
国家科学技術委員会の代表
公安部代表
中国道路交通管理幹部訓練センターの長
その他当該プロジェクト関係者

<注>在中国日本国大使館員及び在上海日本国総領事館員は、合同委員会にオブザーバーとして出席できる。

Ⅶ. 組織図



中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクトのための
技術協力に関する討議議事録覚書

日本国国際協力事業団実施協議調査団と中国公安部実施協議団は、相互に合意し、中国道路交通管理幹部訓練センタープロジェクトのための技術協力に関する討議議事録（以下「R/D」という。）に署名した。

以下には、R/Dに規定された、いくつかの特定の事項を明確化するために、双方により了解された内容を記録することとする。

1. 双方は、R/D附属文書のI-2に基づき、当該プロジェクトの暫定実施計画を別表のとおり策定した。本計画は、当該プロジェクトに必要な予算が確保されることを前提として策定されており、当該プロジェクトの実施段階において必要が生じた場合、R/Dの枠内で変更されるものとする。
2. 双方は、R/D附表Ⅲ-2に記載されている「個人的使用品」には、日本人専門家およびその家族が個人的に使用するため海外より持ち込むことのある家財道具が含まれることに合意した。
3. 双方は、R/D附表Ⅲ-2に記載されている「業務に関連する機材」には、日本人専門家およびその家族により使用される1家族当たり1台の自動車が含まれることに合意した。
4. R/D附属文書のⅦ-1-(3)に述べられている交通費については、日本側は都市間の交通費を日本側にて負担する旨表明した。
5. R/D附属文書のⅦ-1-(4)に述べられている「適当な家具付住居施設」について中国側は、日本人専門家に対し適切な宿舎を提供する用意があり、なかでも長期専門家のためには自炊設備を具備した宿舎を提供する用意がある旨表明した。

また、宿舎費について中国側は、下記(1)、(2)のとおり表明した。

- (1) 短期専門家の宿舎費は、専門家の自己負担とする。ただし、1988年8月10日付在中国日本大使館発口上書第85号及び同年8月15日付中国科学技術委員会発口上書第107号で確認された通りその宿舎費

が1日当り160元を超える場合にあっては、その超える金額を中国側が負担する。

(2) 長期専門家(家族を含む)の宿舍費は、専門家の自己負担とする。ただし、専門家本人の宿舍費が日本国政府が専門家に支給する宿舍手当よりも高額な場合にあっては、その超える金額を中国側にて負担する。


他方、日本側は、長期専門家を派遣する際、当該専門家の中国における宿舍手当の等級および上限額を中国側に提示する旨表明した。

6. 双方は、R/D附属文書のII-1に基づき派遣される日本人専門家が、中国において技術移転にあたり使用する言語は日本語とし、中国側が適切な通訳を配置することを確認した。

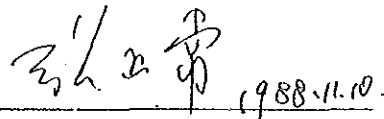
なお、中国側は日本人専門家が中国側カウンターパートに対し、参考となる補助資料をできるだけ提供して欲しい旨の希望を表明した。

7. 双方はR/D附表VII-2-(2)の合同委員会の委員の人数については、日本側・中国側ともおおむね同数とすることを確認した。

北京 昭和63年11月10日



玉 光 弘 明
実施協議調査団団長
日本国国際協力事業団



張 正 常
実施協議団団長
中華人民共和国公安部

別表

暫定実施計画

日本側予算年度	1988	1989	1990	1991	1992	1993
協力期間						
<日本側>						
1. 長期専門家						
チーム・リーダー						
交通管理専門家						
調整員						
2. 短期専門家						
交通管理		-				
交通安全		-				
交通指導・取締り			-			-
運転者管理			-			
車両管理	-			-		
交通工学	-		-		-	
交通規制	-		-			
交通管制	-				-	-
高速道路交通管理				-		
交通統計					-	
機材据付・操作指導				-	-	
3. 機材供与						
4. 研修員受入		-	-	-	-	
5. 調査団派遣		-	-	-	-	-

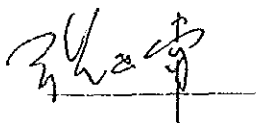
日本側予算年度	1988	1989	1990	1991	1992	1993
<中国側>						
1. スタッフ配置						
2. カウンターパートに対する技術移転コース						
交通管理						
交通安全						
車両管理						
運転者管理						
交通工学						
交通計画						
交通信号						
高速道路交通管理						
3. 教育・訓練コース						
交通管理指導幹部訓練コース						
専門技術者訓練コース						
学校教師養成コース						

中华人民共和国公安部实施协议团与日本国际协力事业团
实施协议团关于中国道路交通管理干部培训中心项目进行
技术合作的会谈纪要

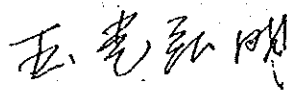
为了制定中国道路交通管理干部培训中心技术合作项目的详细计划，由日本国际协力事业团(以下称“JICA”)组成了以JICA玉光弘明为团长的日本国方面实施协议团，于1988年11月4日至1988年11月13日访问了中华人民共和国。

在中华人民共和国逗留期间，中华人民共和国公安部以张正常为团长的实施协议团与日本国方面实施协议团，就两国政府为有效地实施上述项目应采取的必要措施交换了意见，并进行了一系列的讨论。讨论的结果，双方同意对附件所列的事项向各自的政府提出建议。本纪要于1988年11月10日在北京签字，一式两份，每份均用中文、日文和英文写成，三种文本具有同等效力，如在解释上出现分歧，以英文本为准。

中华人民共和国
公安部
实施协议团团长
张 正 常



日本国
国际协力事业团
实施协议团团长
玉光弘明



北 京

一九八八年十一月十日

附 件

I. 两国政府的合作

1. 中华人民共和国政府和日本国政府为发展中华人民共和国的道路交通管理业务做出贡献, 就实施中国道路交通管理干部培训中心项目(以下称“该项目”)将进行相互合作。

2. 该项目按附表 I 的基本计划实施。

II. 日本专家的派遣

1. 根据日本现行的法令, 日本国政府通过 JICA 采取必要的措施, 按照日本国政府的技术合作的通常手续, 由日本方面承担费用, 提供附表 II 所列的日本专家的服务。

2. 上述第 1 项中所指的日本专家及其家属在华期间, 可以享受在附表 III 中提出的优惠待遇、免税及便利。日本专家在中华人民共和国执行其任务时, 享有与执行同样任务的第三国专家或国际机构的专家同样的优惠待遇、免税及便利。

III. 提供机器设备及材料

1. 根据日本现行的法令, 日本国政府通过 JICA 采取必要的措施, 按日本国政府的技术合作的通常手续, 由日本方面负担费用, 提供附表 IV 中所列的该项目实施中所需要的机器、设备和材料(以下简称“器材”)。

2. 上述第 1 项所指各项器材, 在卸货的港口或机场以 CIF(到岸价格)向中华人民共和国有关部门支付时, 即属中华人民共和国的财产。这些器材, 在与附表 II 所提到的日本专家的协商下, 完全用于该项目的实施。

IV. 接收进修人员

1. 根据日本现行的法令, 日本国政府通过 JICA 采取必要的措施, 按照日本国政府的技术合作的通常手续, 由日本方面负担费用, 接收与该项目有关的中方人员在日本进行进修。

2. 中华人民共和国政府通过有关部门采取必要的措施, 保证中国人员在日本进修所获得的知识和经验, 有效地用于该项目的实施。

V. 中国对等人员、行政及技术人员的任务

1. 根据中华人民共和国现行的法令, 中国政府通过有关部门采取必要的措施, 由中国方面负担费用, 以保证附表V提出的有关中国对等人员、行政及技术人员的服

2. 中华人民共和国政府通过有关部门, 为附表II中所定的由日本政府派出的各个专家配备所需数量的具有适当资历素质的人员, 以便在该项目的实施过程中, 有效而成功地进行技术转让。

VI. 中华人民共和国政府应采取的措施

1. 根据中华人民共和国现行法令, 中国政府通过有关部门采取必要的措施, 由中国方面负担费用, 提供如下条件:

(1) 附表VI中提出的土地、建筑物以及附属设施;

(2) 除上述III的通过JICA提供的器材以外, 该项目实施中所需的机器、设备、器具、工具、备用零件以及其他物品的供给或更换;

(3) 对在中华人民共和国内需公务出差的日本专家提供交通上的方便及市内交通费;

(4) 为日本专家及其家属提供备有适当家具的居住设施。

2. 根据中华人民共和国现行法令, 中国政府通过有关部门采取必要的措施, 负担如下费用:

(1) 上述III所提出器材在中华人民共和国内的运输、保险、安装、操作以及维护所需的经费;

(2) 该项目实施中所需的全部经营费用;

3. 中华人民共和国的有关部门, 对上述III提出的器材, 担负在中华人民共和国内所征的关税、国内税及其他财政税。

VII. 项目的管理

1. 中华人民共和国公安部交通管理局局长负责该项目实施的总责任。

2. 该项目的负责人中国道路交通管理干部培训中心主任负责该项目的执行与管理。

3. 日本专家组长、交通管理专家及协调员就有关项目实施方面的技术、管理事项, 向公安部的该项目总负责人及该项目的领导人提出建议和意见并予以协助。

4.日本专家就有关实施该项目所需的技术性事项向中国的对等人员提供指导和建议。

5.为有效而成功地实施该项目，成立由附表Ⅶ所述功能和组成的联合委员会。

6.该项目的组织管理见附表—Ⅷ组织图。

Ⅷ.与日本专家有关的索赔纠纷

日本专家因在中国执行公务或者在执行公务过程中以及与执行公务有关联而发生纠纷对其提出索赔要求时，由中国政府负责。但由于日本专家故意或重大过失而产生的索赔不在此限。

Ⅸ.相互协商

两国政府对中本附件所产生的或与附件有关的主要事项进行相互协商。

X.协作期限

该项目的合作时间从1988年11月10日开始期限为五年。

附 表

I. 基本计划

1. 项目的目的

项目的目的是在中国道路交通管理干部培训中心(该中心是公安部为谋求中国的道路交通管理现代化, 建设于江苏省无锡市的)将日本的道路交通管理技术转让给中方对等人员(该人员是在该中心担任教育、训练任务的教员), 以贡献于中国道路交通管理技术的发展。

下列教育、训练课程, 包括课程制定、教材编写在内由中国方面实施:

- (1) 半年制(六个月)交通管理领导干部培训课程
- (2) 专业技术人员培训课程
- (3) 半年制教师培训课程

2. 日本方面技术合作的内容

(1) 日本方面技术合作是指对上述担任教育、训练课程的中国对等人员给与技术指导和建议。

(2) 对中国对等人员的技术指导范围如下:

- 1) 交通管理
- 2) 交通安全
- 3) 交通指挥、监督
- 4) 驾驶员管理
- 5) 车辆管理
- 6) 交通工程学
- 7) 交通规则
- 8) 交通管制
- 9) 高速公路交通管理
- 10) 交通统计

II. 日本专家

1. 长期专家

- (1) 专家组长
- (2) 交通管理专家
- (3) 协调员

2. 下述方面的短期专家

- (1) 交通管理
- (2) 交通安全
- (3) 交通指挥、监督
- (4) 驾驶员管理
- (5) 车辆管理
- (6) 交通工程学
- (7) 交通规则
- (8) 交通管制
- (9) 高速公路交通管理
- (10) 交通统计
- (11) 器材安装、操作指导

III. 优惠待遇、免税及便利

1. 中华人民共和国政府对国外汇来的生活津贴及其他款项免征所得税和其他税金。
2. 中华人民共和国政府，对于日本专家及家属带入的自用物品以及与业务有关的器材，应予免征海关税。
3. 中华人民共和国政府提供医疗便利。

IV. 提供器材

日本方面提供下列技术合作所必须的器材：

1. 视听器材
2. 指挥、监督用器材
3. 调查实习用车辆
4. 交通调查用器材
5. 汽车检查设备

6. 交通控制系统设备
7. 教学用信号机
8. 适应性检查设备
9. 驾驶训练机
10. 有关交通方面的图书、资料
11. 有关交通方面的录像、幻灯
12. 制定教材的器材
13. 其他

V. 中国方面的对等人员、行政人员及技术人员

1. 项目的总负责人中华人民共和国公安部交通管理局局长
2. 项目的执行负责人中国道路交通管理干部培训中心主任
3. 下列领域的专家
 - (1) 交通管理
 - (2) 交通安全
 - (3) 车辆管理
 - (4) 驾驶员管理
 - (5) 交通工程学
 - (6) 交通规则
 - (7) 交通信号
 - (8) 高速公路交通管理
4. 下列方面的工作人员
 - (1) 行政管理、器材维护管理、设备维护管理人员
 - (2) 翻译
 - (3) 驾驶员
 - (4) 其他

VI. 土地、建筑物及附属设施

1. 中国道路交通管理干部培训中心的用地、建筑物及附属设施。
2. 日本政府提供的器材的安装及保管所需要的房屋及场地。

3. 专家组长、交通管理专家、协调员及其它日本专家所需的办公室以及必要的设施。

Ⅶ. 联合委员会

1. 职能

联合委员会至少每年开会一次，和必要时召开，其职能如下：

- (1) 根据会谈纪要所制定的暂定实施计划，制定该项目的年度计划；
- (2) 对技术合作的进度及年度计划的完成情况进行研究；
- (3) 对技术合作计划产生的或与该计划有关的主要事项进行研究或交换意见。

2. 组成

(1) 主任委员：中华人民共和国公安部交通管理局局长

(2) 委员：

1) 中国方面：国家科学技术委员会的代表

公安部代表

中国道路交通管理干部培训中心负责人

其他与本项目有关的人员

2) 日本方面：专家组长

交通管理专家

协调员

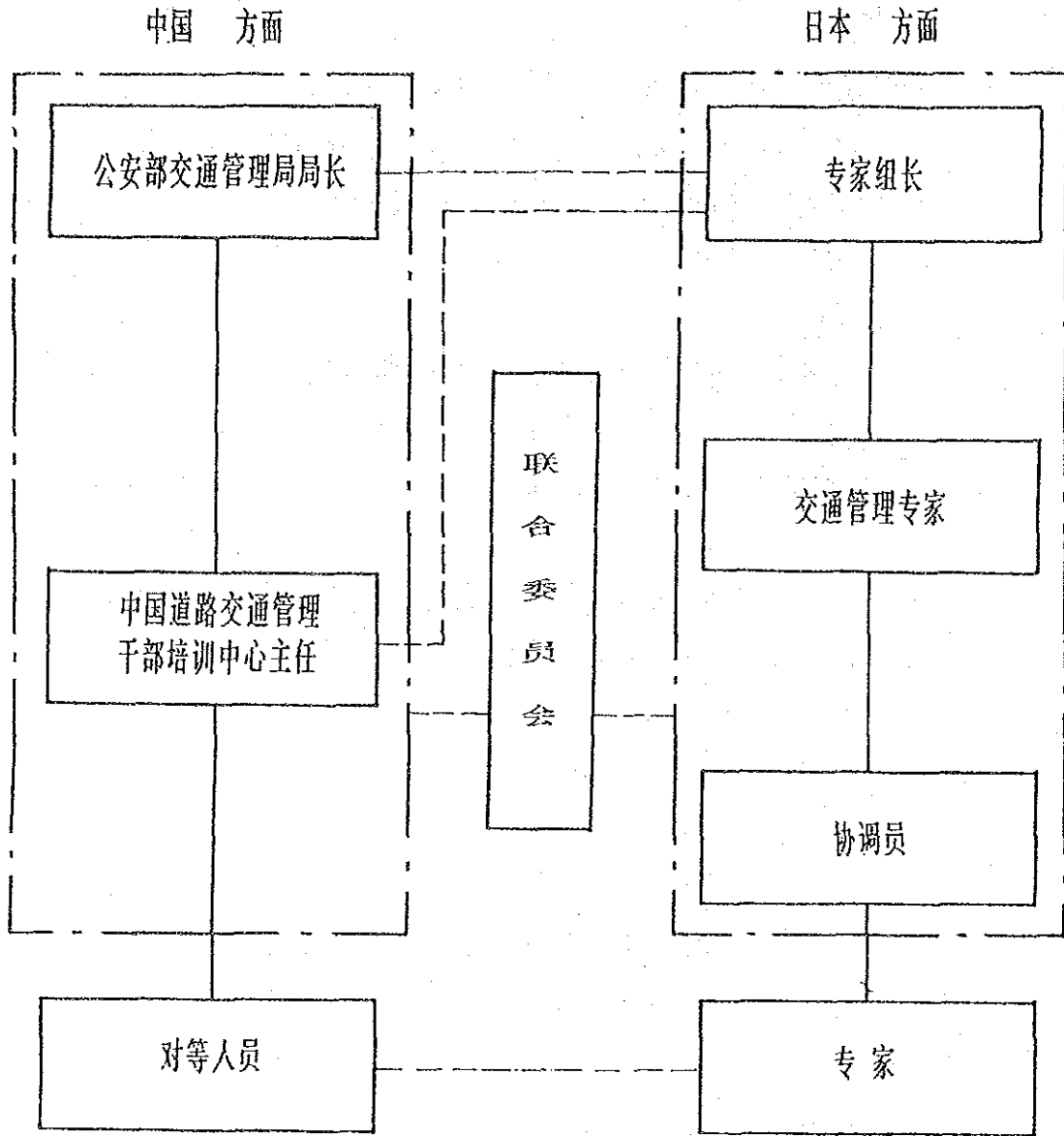
其他专家

根据需要由JICA为本项目派遣的有关人员

JICA驻中国事务所代表

(注)：日本驻中国大使馆和上海总领事馆的人员可列席联合委员会。

VIII. 组织图



关于中国道路交通管理干部培训中心项目
进行技术合作的会谈纪要备忘录

中华人民共和国公安部实施协议团和日本国国际协力事业团实施协议团一致同意并签署了
中国道路交通管理干部培训中心技术合作项目的会谈纪要(以下称该纪要为“R/D”)。

为了明确R/D中规定的一些特定事项,现将双方理解的内容记录如下:

1.双方按R/D附件中的1-2为基础,在确保该项目所需预算的前提下,制定项目的
暂定实施计划(见附表)。该计划在具体实施过程中若有必要,将在R/D的范围内作些变更。

2.双方同意,在R/D附表Ⅲ-2中记载的“自用物品”包括日本专家及其家属日常生活中
需要由国外携带入境的家用器具。

3.双方同意,在R/D附表Ⅲ-2中记载的“与业务有关的器材”包括由日本专家及其
家属使用的每户一辆小汽车。

4.关于R/D附件的Ⅵ-1-(3)中所述的交通费,日本方面明确表示,在城市间的交
通费由日本方面负担。

5.关于R/D附件Ⅵ-1-(4)中所述备有适当家具的住宿设施,中方表明,尽可能向
日本专家提供适当的宿舍,其中对长期专家原则上提供具备自炊条件的宿舍。

关于住宿费用,中方表示按照下列(1)、(2)两条实行。

(1)短期专家住宿费用由专家自己负担。但根据日本驻华大使馆[88]JC第85号文和
中华人民共和国国家科学技术委员会[88]国科外亚专字第107号文,其住宿费一天超过一百
六十元时,其超过部分的金额由中方负担。

(2)长期专家(含家属)住宿费用由专家自己负担。但专家本人的住宿费用高于日本
政府发给专家住宿津贴的上限金额时,其超出部分金额由中方负担。

同时,日本方面表示,在派遣专家时,应向中国方面提供该专家在华住宿津贴的
标准和上限金额。

6. 双方确认, 按R/D附件的II-1派遣的日本专家在中国进行技术指导时所使用的语言为日语。为此, 由中国方面配备合适的翻译。另外, 中方希望日方向中国对等人员尽可能提供补充性参考资料。

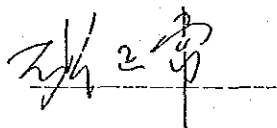
7. 关于R/D附表VII-2-(2)中联合委员会委员的人数, 双方确认中国方面和日本方面人数大体相同。

中华人民共和国

公安部

实施协议团团长

张正常

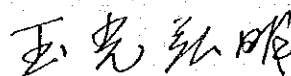


日本国

国际协力事业团

实施协议团团长

玉光弘明



北 京

一九八八年十一月十日

暂定实施计划

日本方面预算年度	1988	1989	1990	1991	1992	1993
合作时间	—————					
(日本方面)						
1.长期专家						
专家组长		—————				
交通管理专家		—————				
协调员	—————					
2.短期专家						
交通管理		-				-
交通安全		-				
交通指挥、监督			-			-
驾驶员管理			-			
车辆管理	-			-		
交通工程学	-		-		-	
交通规则	-		-			
交通监控	-			-	-	
高速公路交通管理				-		
交通统计					-	
器材安装、操作指导				-	-	
3.提供器材	—————					
4.接受进修人员		-	-	-	-	
5.派遣调查团		-	-	-	-	-

日本方面预算年度	1988	1989	1990	1991	1992	1993
(中国方面)						
1.人员的配备						
2.向对等人员技术转让的课程						
交通管理						
交通安全						
车辆管理						
驾驶员管理						
交通工程学						
交通规则						
交通信号						
高速公路交通管理						
3.教育、训练课程						
交通管理领导干部培训课程		—	—	—	—	
专业技术人员培训课程		—	—	—	—	
学校教师培养课程			—	—	—	

4. 日本側の今後の対応

本プロジェクトの実施にあたり、日本側として次の事項を推進する必要がある。

(1) 供与機材について

供与機材計画のうち、現地設計を必要としない機材の仕様書の作成を急ぐ必要がある。

また、現地設計を必要とする交通管制システム及び車検設備等、中国側が建物等(予算確保)を準備する必要がある機材については、調査・設計を目的とする短期専門家を早急(1989年2～3月)に派遣する必要がある。

(2) 教材準備について

技術移転についても、同様にカリキュラムを早急に決定し、必要な教材(スライド・OHP用シート等)を作成する必要がある。

特に、本プロジェクトは、日本語で技術移転が行われるため、事前に教材の送付が必要となることから、教材作成が急がれている。

(3) 国内委員会の設置

上記(1)、(2)を含め、本プロジェクトの円滑な推進を図るため、次の事項を審議する国内委員会をJICAに設置することが必要と思われる。

- プロジェクトに係る技術移転方針に関すること
- カリキュラム、教材作成等の教育計画に関すること
- 専門家の派遣計画に関すること
- 供与機材の仕様に関すること
- カウンターパートの受入れに関すること
- プロジェクトの評価に関すること
- その他プロジェクトの効率的な推進に関すること

5. 参 考 資 料

予定されている16名のカウンターパートのうち、すでに選抜・配置されている4名の略歴は以下のとおり。

- 番号 001
- 氏名 丁佑民 (Ding・You・Min、丁佑民、テイ・ユウ・ミン)
- 学位 学士 (修士申告待ち)
- 出生年月 1960年12月
- 初就職年月 1982年1月
- 教養程度 大学院生コース卒業
- 外国語の程度 英語(第一外国語)、ドイツ語(第二外国語)、日本語(研修)、エスペラント語(独学)
- 大学本科専攻学科 工業電気自動化
- 大学院専攻学科 システムとコントロール理論
- 主な経歴
 - 1977年8月 高校卒業
 - 1982年1月 淮南鉱業学院(本科)卒業
 - 1982年1月～1985年1月 江蘇省炭鉱研究所アシスタントエンジニア
 - 1985年9月～1987年7月 華東工学院大学院生クラス
 - 1987年7月～1988年4月 湖光器具製作所(江蘇省無錫市)設計師
 - 1988年5月～現在 中国道路交通管理幹部訓練センター
- 主な業務歴(内容)
 - 環境保護用監視器具・計器の研究製作、経済システムの投入産出モデルの系統分析、ローカル・コンピュータ・ネットワークの調査研究
 - (すでに各種専門著作及び学術論文を16篇発表)
- 受講済科目 大学本科(工科)の全科目
 大学院生コースの基礎科目及び専門基礎科目
- 特殊な専攻科目
 - ※ 汎函数分析、リニア・システム理論、※ ビッグ・システム原理、コンピュータ・ネットワーク、※ アトランダム・プロセス分析とコントロール・システム、※ 数学的計画、※ マン・マシン工学、※ システム理論、※ アンクリア・システム理論、※ アンクリア集合論、※ 建築模型技術、情報論

※ 中国側に内容を確認する必要のある箇所 (訳者注)

- 番号 002
- 氏名 陆晓东(Lu・Xiao・Dong、陸曉東、リク・ギョウ・トウ)
- 学位 学士
- 出生年月 1964年 1月
- 初就職年月 1984年 8月
- 教養程度 大学本科卒業
- 外国語の程度 英語(第一外国語)、日本語(第二外国語、研修)
- 大学本科専攻学科 道路エンジニアリング
- 大学院専攻学科
- 主な経歴
 - 1980年 7月 高校卒業
 - 1984年 8月 同済大学(本科)卒業
 - 1984年 8月～1987年 8月 交通部交通科学研究院交通エンジニアリング研究室アシスタントエンジニア
 - 1987年 9月～現在 中国道路交通管理幹部訓練センター
- 主な業務歴(内容)
 - 道路工事設計、交通エンジニアリング計画設計、京塘(北京～天津市塘沽)高速道路工事、道路コンピュータにおける地形模型の補助的[※]設計
 - (すでに専門著作論文を2篇発表)
- 受講済科目 大学本科(工科)の全ての基礎科目及び専門基礎科目、一部の大学院科目を独学
- 特殊な専攻科目 確率と数理統計、交通工学、高速道路、リニア代数、道路幾何設計、通行能力、交通計画、システム情報コントロール概論、コンピュータ基礎

- 番号 003
- 氏名 葛聞雷 (Ge・Wen・Lei、葛聞雷、カツ・ブン・ライ)
- 学位 修士
- 出生年月 1963年3月
- 初就職年月 1988年5月
- 教養程度 大学院修士課程修了
- 外国語の程度 英語(第一外国語)、日本語(第二外国語、研修)
- 大学本科専攻学科 ※自動車運用エンジニアリング
- 大学院専攻学科 自動車交通安全
- 主な経歴
 - 1981年8月 高校卒業
 - 1985年8月 西安道路学院(本科)卒業
 - 1988年5月 西安道路学院大学院修士課程修了
 - 1988年5月～現在 中国道路交通管理幹部訓練センター
- 主な業務歴(内容) 自動車交通事故のコンピュータ・シミュレーションと実験研究、シミュレーション技術の研究
(すでに専門著作論文を2篇発表)
- 受講済科目 大学本科(工科)の全科目
大学院生コースの基礎科目及び専門基礎科目
- 特殊な専攻科目 ※自動車運転、応用確率統計、流体力学、※エンジニアリング数学、計算方法、信頼性、メンテナンス理論、交通工学、※電気測定技術、※オプティミゼーション理論、人体工学、交通安全工学、※自動車運用エンジニアリング、自動車理論、コンピュータ言語

- 番号 004
- 氏名 尚炜 (Shang・Wei、尚焯、ショウ・イ)
- 学位 学士
- 出生年月 1957年10月
- 初就職年月 1975年5月
- 教養程度 大学本科卒業
- 外国語の程度 日本語(第一外国語、研修)、英語(第二外国語)
- 大学本科専攻学科 ※
自動車運用エンジニアリング
- 大学院専攻学科
- 主な経歴
 - 1975年1月 高校卒業
 - 1975年5月 就職
 - 1982年1月 西安道路学院(本科)卒業
 - 1982年2月～1986年11月 交通部道路局アシスタントエンジニア
 - 1986年12月～1988年9月 公安部交通管理局車両管理处副科長
 - 1988年9月～現在 中国道路交通管理幹部訓練センター
- 主な業務歴(内容)
 - 道路交通安全管理、車両管理、運転者管理、中国運転者試験手引きの執筆・編集に参加
 - (すでに専門著作論文を3篇発表)
- 受講済科目 大学本科(工科)の全ての基礎科目及び専門基礎科目
- 特殊な専攻科目 自動車工学、自動車運転、確率と数理統計、リニア代数、コンピュータ基礎、交通工学、交通安全工学、システム情報コントロール概論

JICA